

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理
機構の平成 22 年度の業務実績の評価結果
(案)

平成 23 年 8 月 19 日
厚生労働省独立行政法人評価委員会

1. 平成22年度業務実績について

(1) 評価の視点

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「施設整理機構」という。）は、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律第7条の規定による改正前の厚生年金保険法第79条又は同改正法第3条の規定による改正前の国民年金法第74条の施設及び健康保険法第150条第1項又は第2項の事業の用に供していた施設であって厚生労働大臣が定めるもの（以下「年金福祉施設等」という。）の譲渡又は廃止等の業務を行うことにより、年金福祉施設等の整理を図り、もって厚生年金保険事業、国民年金事業及び全国健康保険協会が管掌する健康保険事業の適切な財政運営に資することを目的として、平成17年10月1日に新たに発足した独立行政法人である。

※1 平成22年8月に成立した「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律」（平成22年法律第48号）により、施設整理機構の存続期限が2年間延長された。

※2 平成23年6月に成立した「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律」（平成23年法律第73号）により、年金福祉施設等の整理合理化を目的とした組織から、社会保険病院・厚生年金病院等（併設される介護老人保健施設及び看護専門学校を含む。以下「社会保険病院等」という。）の運営・管理等を目的とした「独立行政法人地域医療機能推進機構」（以下「新機構」という。）に今後改組されることになった。

なお、改組日は、当該改正法の公布の日（平成23年6月24日）から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日とされている。

本年度の施設整理機構の業務実績の評価は、厚生労働大臣が定めた中期目標（平成17年度～24年度）の第6年度（平成22年4月～23年3月）の達成度についての評価である。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、平成21年度までの業務実績の評価において示した課題等のほか、独立行政法人の事務・事業の見直しの方針（平成22年12月7日閣議決定）、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日同委員会。以下「政・独委の評価の視点」という。）や「平成21年度における

厚生労働省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」（平成22年12月22日同委員会。以下「2次意見」という。）及び「平成22年度業務実績評価の具体的取組について」（平成23年4月26日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会）等も踏まえ、評価を実施した。

施設整理機構は、年金資金等の損失を最小化するという考え方に立って、施設整理機構設立後（平成17年10月）から平成22年9月までの5年間で全ての年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）を譲渡又は廃止することを使命とし、譲渡に当たっては、価格は極力高く、かつ、全ての施設を譲渡するという、両立が極めて困難な2つの大きな使命（ミッション）を与えられていたことから、施設整理機構の評価に当たっては、

- ・ 施設整理機構設立後から平成22年9月までの5年間で施設整理機構に出資した全ての年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）の譲渡又は廃止をする
 - ・ 各年度にあっては、年度計画に定める年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）の譲渡又は廃止をする
 - ・ 年金資金等の損失を最小化する観点から、適正な譲渡価格を設定するといった事項についての達成状況、具体的な取組方法、又はその取組における創意工夫を評価の基本とし、その上で、委託先公益法人等の従業員の雇用への配慮及び地方公共団体との協議など、中期目標等に定める事項が適切に行われたかについて考慮した総合的な評価をこれまで実施してきたが、これに加え、2度にわたる独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律により、平成22年8月公布の法改正では存続期限が2年間延長され、また、平成23年6月公布の法改正では新組織へ改組されることとなったが、平成22年度時点では、新組織への改組について不透明な状況であったという特異な経過を踏まえ、本年度の評価については、
 - ・ 施設整理機構の当初の使命（ミッション）は、5年間で年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）を譲渡又は廃止することであったこと
 - ・ 平成22年度においては、平成22年8月の法改正により、施設整理機構の存続期限が2年間延長された一方、社会保険病院等については、最終的な受け皿組織が決まらない中で運営・管理を行い、厚生労働大臣からの譲渡指示に備えてきたこと
- から、年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）の譲渡又は廃止と社会保険病院等の運営・管理又は譲渡への対応を分けて評価を行うとともに、年金福

祉施設等（社会保険病院等を除く）の譲渡に関しては、平成２２年９月までに年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）３００施設全ての譲渡が完了すべきとされたことから、譲渡完了に至る期間を含めて評価を行った。

また、従来からの施設整理機構の設置目的を達成するに当たって、トップマネジメント機能が有効に発揮されたかについても評価した。

なお、当委員会では施設整理機構の目的である年金資金等の損失を最小化する観点での実績等の評価に当たっては、施設整理機構へ出資された施設の出資価格を一つのメルクマールとして評価を行った。

（２）平成２２年度業務実績全般の評価

年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）の譲渡は、実質的に平成２１年度までにはほぼ全て終了しており、平成２２年度における決算ベース（入金ベース）での譲渡実績は１８施設５６物件約４９１億円、計画比７５億円のプラス、出資価格対比では１０９．９％であった。この結果、社会保険病院等を除くすべての年金福祉施設等の譲渡が完了し、発足以来の実績は売却額２，１８５億円で、出資価格対比１８４億円のプラス、１０９．２％となっており、出資価格総額を上回る売却額を確保した。

これは、各施設の事業価値、不動産調査の詳細等を提示したマーケティング活動や施設が立地する地域の情報収集及び地方公共団体からの支援策の取付けなど資産価値向上のための取組の成果であり、大いに評価できる。

また、施設の事業継続については、前述のように事業価値、不動産調査の詳細及び買受希望者のマーケティング活動等の結果、施設譲渡時に事業を行っていた２５８施設のうち７４％にあたる１９２施設について事業が継続されており、引き続き公共性に配慮した事業継続への取組みの成果は極めて大きいものと評価できる。

施設従業員の雇用についても、施設の事業継続を積極的に図ることにより、施設譲渡時に従業員がいた施設で雇用交渉が終了した２５８施設のうち７２％にあたる１８７施設において雇用の継続が図られており、引き続き高い実績を上げている。

これらの結果、施設整理機構が目標としてきた「時価を上回り売却すること」、「出資価格を毀損しないこと」を達成したことは、大いに評価できる。

社会保険病院等については、

- ・ 厚生労働省から譲渡指示を受けた２病院について、地元自治体の意向や地域医療の確保に配慮した譲渡が行われたこと

- ・ 財務調査及び不動産調査を実施し、これによって得られた統一的な基準に基づく基礎データを整備したこと
- ・ 財務内容と老朽度に基づく施設整備計画を策定し、委託先の自主整備が十分に実施されていない病院の機能維持整備や建物の耐震性に問題がある病院の耐震診断等を行ったこと

など、地域医療が損なわれることのないよう十分に配慮した適切な譲渡、経営状況・資産状況の把握等を通じた適切な運営、さらに病院機能を維持するために必要な整備を行ったことは大いに評価できる。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の対応についても、直ちに被災状況を把握し、迅速に被災病院の復旧工事に着手したことは高く評価できる。

以上により、平成22年度の業務実績については、年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）の譲渡が平成22年9月末までに完了し、当初の目標期間内に達成したこと、また、平成22年10月に解散予定であったものが、平成22年8月の法改正により、存続期限が2年間延長され、しかも、年金福祉施設等の譲渡又は廃止から社会保険病院等の運営・管理等に業務がシフトするといった施設整理機構業務のウエイトが大きく変化した中で、迅速かつ効率的に業務運営方法の見直しと組織・人員体制の変更を行うなど、トップマネジメント機能が有効に発揮されており、新機構への改組に向けて引き続き指導力を発揮した積極的な取り組みを行ったことは大いに評価できる。

なお、年金福祉施設等の譲渡業務を行うための経費については、必要最小限の経費の執行に努めたことや積極的な事業継続による譲渡を進めるなど、最適な販売形態に向けた工夫・努力を行うとともに、人件費の削減を行いつつ、効率的な執行を徹底した結果、予算に対して7,222百万円、一般管理費（人件費を除く）は平成17年度比で33%（通常経費では45%）の節減が図られたことは評価できる。

中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については、2のとおりである。個別項目に関する評価資料については、別添として添付した。

2. 具体的な評価内容

（1）効率的な業務運営体制の確立

年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）300施設の譲渡又は廃止から社会保険病院等の運営・管理等という性質が大きく変化した施設整理機構の使命（ミッション）の中で、迅速に組織・人員体制の見直しを図り、また、

業務推進部を廃止し調査部を新設するなど、新たな使命（ミッション）に速やかに、柔軟に対応し、効率的な業務運営体制を構築した点は、独立行政法人の模範となるものである。

具体的には、年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）300施設の譲渡が完了し、平成22年10月以降、譲渡業務は厚生労働省から指示された社会保険病院等の譲渡に限られることから、入札業務を担当していた業務推進部を廃止し、企画部に入札チームを設置するとともに、中期目標等の改正により社会保険病院等の運営・管理の一環として新たに行うこととされた社会保険病院等の経営状況の把握等の業務に的確に対応するため、調査部を新設する等、機動的に組織運営を行った。

さらに、譲渡業務の減少、組織改編により出向者、直接採用者の業務内容の見直しを行い、新たな業務に対応するための職員の配置転換を効率的に行いつつ、人員削減を行った。

このように、施設整理機構の置かれている環境変化に応じ、機動的に効率的かつ適切な事務運用体制を確立したことは大いに評価できる。

（２）業務管理の充実

○年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）に関すること

業務の進捗管理については、幹部会や役員会のほか、機構設立当初から全職員が参加する理事長主催で毎朝行われる業務打合会に加え、システム化された進捗管理、実績管理によって、計画的に業務の進捗を図った結果、平成22年度の年度計画における譲渡対象18施設の譲渡を完了し、5年間という限られた期間で年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）の全物件の譲渡を可能とした要因の一つであると考えられ、評価に値する。

また、偽情報等のリスク情報を迅速かつ適切に開示し、周知徹底と被害の未然防止を図り、また、関係当局への情報提供を行った結果、偽情報による被害の発生を抑止したことも評価でき、さらに、譲渡が完了し1年経過した後においても、特段の問題が生じていないことは事業リスクに対し適切に対応した結果であろうと評価できる。

○社会保険病院等に関すること

社会保険病院等の運営を行っている委託先公益法人の財務諸表では、社会保険病院等の土地・建物といった施設整理機構の保有資産が反映できないこと、また、統一的な基準で作成されていないことから、将来を見据えて、社会保険病院等の財務調査を実施し、実態ベースの財務諸表を作成し、データ

ベース化を行っている。

また、登記情報、不動産調査結果等についてもデータベース化を実施し、財務・不動産の両面から分析・検討を行うための基礎データを整備し、実態把握に努めたことは大いに評価できる。

(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減

一般管理費（人件費を除く）は平成17年度比33%節減、平成21年度決算額との比較においては10%の節減となっている。少額の契約であっても複数の見積もり合わせを行うなど、必要最小限の執行に努めた結果である。業務費に係る冗費の点検削減についても着実に進めてられており、サテライトオフィスの賃料の引き下げ、サテライトオフィスの警備の廃止等経費の削減を行った。

また、人員削減についても法改正等による環境の変化や過渡的な状況を踏まえて機動的に組織の見直しを行いつつ人員を削減したことは大きく目標を達成しているものである。

(4) 各施設の経営状況等の把握

○年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）に関すること

物件の価値を向上させる事業としての可能性や不動産としての活用方針を示す事業調査、不動産調査の結果のマーケティング資料を整備し、買受希望者に開示したことが、5年間という限られた期間で年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）の全物件の譲渡を可能とした要因の一つであると考えられ、大いに評価に値する。

○社会保険病院等に関すること

財務調査、不動産調査を実施し、実態ベースの合算貸借対照表及び合算損益計算書を作成し、また、委託先公益法人の本部・病院間の内部取引を把握可能な連結財務諸表等を作成し、実態把握に努めたことは大いに評価できる。

(5) 施設整理機構の業務内容に関する地方公共団体への説明

○年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）に関すること

理事長自ら地方公共団体のトップと面談の上、固定資産税減免等支援策の取り付けといった地方公共団体からの支援策を要請しており、その結果、地方公共団体が入札に参加し落札したものが、10施設、地方公共団体による収用に応じたものが7施設、固定資産税減免等支援策を得たものが53施

設となった。また、固定資産税減免等の支援策を得た53施設のうち46施設については、地方公共団体の意向に沿った用途となっており、大いに評価できる。

○社会保険病院等に関すること

厚生労働省から譲渡指示を受けた社会保険浜松病院及び岡谷塩嶺病院の譲渡に当たっては、地元自治体と綿密な協議連絡を行い、その結果、地域医療の確保に配慮した譲渡を行ったことは、大いに評価できる。

(6) 年金福祉施設等の譲渡又は廃止

○年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）に関すること

平成22年度における譲渡業務の実績は、決算ベースで18施設56物件約49.1億円の売却額であり、計画比7.5億円のプラス、出資価格対比では109.9%の実績となっている。この結果、社会保険病院等を除く年金福祉施設等の全物件の譲渡が完了し、発足以来の実績は売却額2,185億円で、出資価格対比184億円のプラス、109.2%となっており、出資価格総額を上回る売却額を確保した。施設整理機構が目標としてきた「時価を上回り売却すること」、「出資価格を毀損しないこと」を達成したことは、大いに評価できる。

これまでの事業価値、不動産調査の詳細等を提示したマーケティング活動や施設が立地する地域の情報収集及び地方公共団体から支援策を取り付けなど資産価値向上のための取組の成果の結果、5年間という限られた期間で年金福祉施設等の全物件の売却の完了に結びついたものと認められ、大いに評価に値する。

また、単に施設譲渡の目標を達成しただけではなく、雇用と公共性への配慮も行い、その結果、事業継続施設は74%、雇用継続施設は72%となっていることは、評価に値するものと言える。

○社会保険病院等に関すること

厚生労働省から譲渡指示を受けた社会保険浜松病院及び岡谷塩嶺病院の譲渡に、地元自治体の意向に配慮し、地域医療に貢献できる譲渡を行ったことは、評価できる。

(7) 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全

財務調査及び不動産調査によって得られた統一的な基準に基づく基礎データを整備するとともに、財務内容と老朽度に基づく施設整備計画を策定し委

託先の自主整備が十分に実施されていない病院の機能維持整備や建物の耐震性に問題がある病院の耐震診断等を行い資産価値の保全を行うとともに地域医療を維持したことは大いに評価できる。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の対応についても、直ちに被災状況を把握し、迅速に被災病院の復旧工事に着手したことは高く評価できる。

(8) 買受需要の把握及び開拓

昨今の厳しい経済環境において、平成22年度に残った年金福祉施設等(社会保険病院等を除く)は、前年度において入札が不成立となった民間ベースでは有効活用が困難で、採算が厳しい大規模施設や、地方に点在する宿舍等であったが、地元自治体との粘り強い折衝による連携強化や民間の発想を最大限に生かし現況建物の有効活用を提案した企画提案型の買受者開拓等、施設整理機構が持つ全てのノウハウを結集した総力戦によるマーケティング活動を行った。その結果、高い競争性を生み出し、平均入札参加者数が5.2者と前年度の3.0者を大きく上回ったことは、大いに評価できる。

また、マーケティング資料が買受希望者から高い評価を得ていることもこの結果を裏付けているものである。

(9) 情報の提供

施設整理機構の運営状況等に関する情報については、透明性の確保に努め、最低売却価格の原則全件開示など、適切な情報開示を行ってきているが、平成22年8月に社会保険病院等を除く年金福祉施設等300施設の全物件の譲渡完了に係る総括を記者発表するとともにホームページ上で公表し、平成23年1月には、入札日、施設名、落札者名、売却額、予定価格、不動産鑑定価格、出資価格、事業収支(赤字・廃止)につき記者発表するとともにホームページ上で公表した。

これは、これまでの公的資産の譲渡に係る公表には前例がなく、大きく踏み込んだものであり、また、施設整理機構が公的資産売却に係るノウハウを蓄積・整理し、国や独立行政法人等にきめ細やかな情報の提供を行ったことは、社会的にも非常に価値のある財産になるものであり大いに評価できる。

(10) 財務内容の改善に関する事項

予算、収支計画及び資金計画については、経費の節減を見込んだ中期計画

の予算を作成し、当該予算による運営が適切に行われている。

決算報告における収益の部は予算比 1 4 7 億円プラスの 5 8 8 億円、費用の部は予算比 9 0 億円マイナスの 3 5 3 億円となり、結果、総利益は 2 3 5 億円となり、予算比 2 3 7 億円のプラスとなっている。

これは、年金福祉施設等（社会保険病院等を含む）の譲渡により生じた収入が、予算 4 1 6 億円に対して実績 4 9 6 億円で予算対比 8 0 億円プラスと大幅に上回ったこと、及び経費節減を図ったことにより総利益は 2 3 5 億円と予算を 2 3 7 億円上回ったものである。

予算差異はあるものの、収入増、経費節減を図った結果であり、厳しい経済環境の下、大いに評価できる。

（１１）その他業務運営に関する事項

人事については、職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施するため、譲渡専門職員については民間に準じた成果主義に基づく実績評価を、一般職員については国家公務員に準じた実績評価と能力評価による評価制度を導入し、適切な人事管理が行われた。

法改正等による環境の変化や過渡的な状況の中にも関わらず、機動的に人員の削減を図りつつ効率的な体制を確立し、成果主義の導入など職員のモチベーションを確保した点は大いに評価できる。

平成 2 1 年度に係る国庫納付金については、予算比 3 7 6 億円プラスの 8 9 2 億円の納付を確定し、決算終了後、平成 2 2 年 9 月に速やかに納付を完了した。また、平成 2 2 年度に係る国庫納付金については、東日本大震災により被災した病院の災害復旧経費が不明のため留保するといった弾力的な運用を行ったことは評価できる。

外部の有識者からなる譲渡業務諮問委員会については、社会保険病院等を除く年金福祉施設等の譲渡が完了したことから、2 名の委員が退任され、新たに病院経営に関して知見を有する 2 名の委員に就任していただくなど、環境の変化に迅速に対応し、有効に機能させていることは評価できる。

施設整理機構の保有する個人情報については、法務文書課を中心に適切に保護・管理されていると認められ、引き続き適切な保護・管理を期待したい。

平成 2 2 年 1 月に新たに出資された終身利用型老人ホームの譲渡については、入居者が生涯にわたって生活することを配慮するなどの特殊性や難度の高い物件であるが、入居契約上の地位の承継、管理費等の水準の 1 年間維持、入居一時金の返還義務を付した承継など、入居者の終身利用権の保護を最大

限考慮した対応を行った。また、入居者への説明会を開催するなど、入居者に対するきめ細やかな対応も行われ、入居者の立場を損ねることなく譲渡、引き渡しが完了したことは大いに評価できる。

(12) 評価委員会が厳正に評価する事項及び政・独委の評価の視点等への対応について

① 財務状況について

予算、収支計画及び資金計画については、経費の節減を見込んだ中期計画の予算を作成し、当該予算による運営が適切に行われている。

決算報告における収益の部は予算比147億円プラスの588億円、費用の部は予算比90億円マイナスの353億円となり、結果、総利益は235億円となり、予算比237億円のプラスとなっている。

これは、施設譲渡により生じた収入が、予算416億円に対して実績496億円で予算対比80億円プラスと大幅に上回ったこと、及び経費節減を図ったことにより総利益は235億円と予算を237億円上回ったものである。

予算差異はあるものの、収入増、経費節減を図った結果であり、目的達成のために尽力しており大いに評価できる。

② 保有資産の管理・運用等について

施設整理機構が保有する資産は、販売用不動産である社会保険病院等と固定資産である事務室間仕切りやネットワークシステム等だけであり、福利厚生施設等不要財産に該当するものの保有はなく、運営費交付金も受けていない。

また、施設整理機構においては、国庫納付までの間、業務上の余裕金について短期の資金運用を行っているが、運用方法は時価又は為替相場の変動等を受けない譲渡性預金、定期預金又は国庫短期証券に限定している。

以上のとおり、保有資産の管理・運用等は適正に行われており大いに評価できる。

③ 組織体制・人件費管理について

役員（理事長）の報酬等については、特別手当について業績評価による算定を導入するとともに、厚生労働事務次官の報酬額の範囲内となるように努めている。

役員（理事長）の報酬等及び職員の給与等については、平成２２年度においても、国家公務員に準じ、俸給月額、特別手当及び賞与の支給割合の減額改定を行い、その結果、対国家公務員ラスパイレス指数は全国水準で１０３．７、地域・学歴勘案では９５．６と１００を下回り、適正な給与水準が維持されている。引き続き国の給与改正に準じた給与の見直しを行い、引き続き適正な給与水準の維持に努めるよう期待する。

また、「行政改革の重要方針」による人員削減の取り組みについては、中期計画においては、平成２１年度末までに、平成１７年度に比べて４％以上の人員の削減を行うこと、また、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、必要な見直しを進めることとしている。

施設整理機構は、平成１７年度末の人員である３６名ではなく、施設整理機構の業務が本格化した４１名を基準として評価を行うものと考えているが、社会保険病院等の出資により施設整理機構の業務量が増加する中であつても、組織管理体制の強化、効率的な人員配置及び効率的な業務の外部委託を行い、毎年、大幅な人員削減を図り平成２１年度末の常勤職員数は、３４名（平成１７年度比５．６％）となっている。

平成２２年度においては、

- （１）９月末までに年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）３００施設の譲渡を完了させたこと
- （２）法改正により当機構の存続期限が２年間延長され、１０月以降の当機構の業務が、厚生労働大臣から指示のあった社会保険病院等の譲渡及び社会保険病院等の運営・管理へとシフトしたこと
- （３）中期目標等の改正により「社会保険病院等の経営状況・資産状況の把握等」の業務に取り組むこととされたこと

など施設整理機構の環境変化や組織の過渡的な状況を踏まえ、業務推進部を廃止し調査部を新設するなど機動的に組織の見直しを行い、社会保険病院等の運営・管理・譲渡に留意した業務運営体制を構築し、平成２２年度末の常勤役職員数は３１名となった点は大いに評価できる。

④ 事業費の冗費の点検について

施設整理機構においては、事務費等の駆け込み執行や不要不急な出張等を行われておらず、給与振込経費も支出されていない。その他、継続的に支出する事務経費について、その必要性等を点検し、契約終了を含めた見直しを行い、引き続き必要な契約についても契約相手方と値段交渉等を行

うなど、徹底的なコスト削減を図った結果、一般管理費（人件費を除く）は平成 17 年度比 33%（通常経費では 45%）減、平成 21 年度決算額との比較においても 10%の節減を達成したことは大いに評価できる。

⑤ 契約について

施設整理機構においては、契約に係るすべての決裁について、事前審査として、①担当部、②総務部（経理担当）及び③理事長、理事、監事、入札執行及び契約審査担当の外部顧問等で構成する契約審査会における審査を受け、加えて全職員参加の毎朝の業務打合会において契約の概要を報告することを必須とし、事後には、四半期後毎に役員会において契約内容の検証を経て、契約監視委員会による審査を受けるという重層的かつ執行、審査の担当者（機関）の相互けん制が確保された審査体制が構築されている。

こうした審査体制や随意契約等見直し計画に沿って適切な契約の締結に努めた結果、平成 22 年度においては、一者応札・応募となったものはなく、また、随意契約についても、全て随意契約によらざるを得ないもの（借地契約等）だけとなっている点は大いに評価できる。

⑥ 内部統制について

理事長の役職員へのミッションの周知等については、当機構では、40 名程度の小規模な組織で、与えられた使命・任務を全職員に深く浸透させ、迅速かつ確実に達成するため、設立当初より理事長以下全職員が参加する毎朝の業務打合会を実施しており、そこで各部職員からの日々の業務の進捗状況や問題点等の報告がなされ、全員で共有・確認・議論した上で、理事長が最終的な方針・考え方をその場で決定がなされ、全職員に直接伝える仕組みとなっている。

理事長のリーダーシップについては、施設整理機構が時限かつ 40 名程度の小規模な組織であり、迅速かつ適正に業務を推進しなければならないことから、予算・財務、人事・組織を含むすべての業務について、理事長が方針を示し、機動的に遂行する仕組みとすることにより発揮されている。

また、理事長のマネジメントの実効性確保については、

- ・業務遂行の総括責任を有する各部長の下、統制ルートを明確化した組織体制の構築
- ・毎朝の業務打合会における各部ごとの業務報告の義務づけ

・理事・監事による事業執行に係る全ての決議（決裁）の審査（監査）により担保している。

理事長のマネジメントの発揮状況について、監事が、業務の重要な方針決定を行う幹部会（月２回）・役員会（月１回）に出席するとともに、毎週１回定例日に出勤し、事業執行に係る全ての決議（決裁）の審査（監査）を行う中で、日常的に確認しており、内部統制に関する独立的評価として、事業全般にわたる監事監査を年１回実施しており、その結果については監事から理事長へ直接報告をしている。

監事監査においては、①経営全般、②計数計画と実績・業績評価、③組織体制、人事・組織運営、④内部統制、コンプライアンス、⑤情報システム、⑥外部監査、検査等の状況等について、各部に対しヒアリングを行うなど厳正な監査を実施している。

なお、監事は業務の重要な方針決定を行う幹部会（月２回）・役員会（月１回）に出席するとともに、毎週１回定例日に出勤し、事業執行に係る全ての決議（決裁）の審査（監査）を行っており、日常的に客観的なモニタリングも行っている。

リスクの識別・評価・対応については、全職員参加の毎朝の業務打合せにおいて、各部からの業務報告等から問題点等を洗い出し、全職員で議論し、理事長の方針の下、迅速かつ適切に対応することで円滑に業務を進めている。

また、リスク対応の経緯等については、組織内で回覧する他、機構データベースに蓄積することにより、全職員で情報の共有化を図っている。

以上のとおり、理事長の強力なリーダーシップをはじめとする施設整理機構の組織規模、使命等に的確に対応した内部統制環境を確立したことにより、平成２２年９月までに社会保険病院等を除く年金福祉施設等３００施設の譲渡・廃止を完了させ、これまでのところ大きな問題も発生していないことは大いに評価できる。

⑦ 事務・事業の見直し等

【病院の計画的整理】

社会保険病院等の譲渡については、厚生労働省において社会保険病院等の所在する自治体に対するアンケートを実施（平成２２年９月）し、これまで当該自治体等へのヒアリング等を通じて、病院の譲渡についての自治体における意向の確認を行うなど譲渡に向けた取組を行っている。

また、病院の譲受けを希望する自治体への譲渡を促進するため、譲渡手続きを見直し、自治体に優先的に譲渡できる仕組みを新設した（平成 23 年 6 月 8 日）。

施設整理機構においては、厚生労働省からの譲渡指示のあった社会保険病院等の譲渡を進めることとしており、平成 22 年度においては、平成 23 年 2 月 18 日の厚生労働大臣からの譲渡指示を受け、健康保険岡谷塩嶺病院（長野県岡谷市所在）を岡谷市に譲渡することとし、平成 23 年 3 月に、同病院の引渡しを完了しており、病院の計画整理が行われているものである。

【業務の効率化】

サテライトオフィスの賃借料について平成 23 年 1 月分より引き下げを行った（1 ヶ月▲345 千円）ほか、両面・集約コピーの活用によるコピー用紙の節減や備品・消耗品等の継続的使用の徹底等経費節減に努めていることは評価できる。

【事務所等の見直し】

法改正により施設整理機構は、同改正法の公布日から 3 年以内の政令で定める日（政令は未公布）に、新機構に改組されることとなり、本部についても現在の千葉県ではなく東京都に設置することとなっている。

今後、新機構への移行準備作業も必要となることから、サテライトオフィスの取扱については、経費節減はもとより円滑な移行準備作業も勘案しながら、現在の本部の取扱と併せて検討されることに期待したい。

⑧ 法人の監事との連携状況について

当委員会では、評価の実施に当たり、監事の監査報告書の提出並びに監事監査の実施状況及び業務運営上の検討点について説明を受け、評価を行った。

⑨ 国民からの意見募集について

当委員会では、評価の実施に当たり、平成 23 年 7 月 7 日から同年 8 月 5 日までの間、施設整理機構の業務報告書等に対する国民からの意見の募集を行ったところ意見は寄せられなかった。

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構

平成22年度（第6期事業年度）

業 務 実 績 評 価 シ ー ト

独立行政法人通則法第 3 2 条第 1 項及び独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令第 5 条第 1 項の規定により、平成 2 2 事業年度における独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「機構」という。）の概況及び事業の実施状況等を次のとおり報告する。

（概況）

1 目的

機構は、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（以下「国民年金法等改正法」という。）第 7 条の規定による改正前の厚生年金保険法第 7 9 条又は国民年金法等改正法第 3 条の規定による改正前の国民年金法第 7 4 条の施設及び健康保険法第 1 5 0 条第 1 項又は第 2 項の事業（政府が管掌していた健康保険に係るものに限る。）の用に供していた施設であって厚生労働大臣が定めるもの（以下「年金福祉施設等」と総称する。）の譲渡又は廃止等の業務を行うことにより、年金福祉施設等の整理を図り、もって厚生年金保険事業、国民年金事業及び全国健康保険協会が管掌する健康保険事業の適切な財政運営に資する。

2 業務

- （1）年金福祉施設等の譲渡又は廃止を行うこと。
- （2）年金福祉施設等の譲渡又は廃止を行うまでの間、年金福祉施設等の運営及び管理を行うこと。
- （3）上記業務に附帯する業務を行うこと。

3 事務所の所在地

- （1）主たる事務所
千葉県船橋市海神町西 1 丁目 1 0 4 2 番 2 号
- （2）従たる事務所
東京都中央区日本橋本町 4 丁目 8 番 1 6 号

4 資本金の状況

（平成 2 3 年 3 月 3 1 日現在）
9 8, 3 3 0, 9 6 0, 7 4 0 円（全額政府出資金）
（内訳） 厚生年金勘定 2 9, 1 9 0, 2 7 5, 5 7 5 円
国民年金勘定 0 円
健康保険勘定 6 9, 1 4 0, 6 8 5, 1 6 5 円

5 沿革その他の概要

- （1）沿革
平成 1 7 年 1 0 月 1 日 機構設立
平成 2 2 年 8 月 1 1 日 機構法改正により設置期間を 5 年間から 7 年間に延長
- （2）設立根拠法
独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法（平成 1 7 年法律第 7 1 号）

6 役員の状況

- （1）定数（平成 2 3 年 3 月 3 1 日現在）
役員 4 名（理事長 1 名、理事 1 名、監事 2 名）
- （2）役員の氏名、役職及び職歴

氏 名	役 職	職 歴
水島 藤一郎	理事長	（前）（株）三井住友銀行顧問
柏木 慶永	理事（非常勤）	（前）日刊工業新聞社 執行役員
中川 幹也	監事（非常勤）	公認会計士
永松 東興	監事（非常勤）	（株）フクダ・アント・パートナーズ 取締役

平成22年度評価項目【目次】

評価区分	22年度計画記載項目	頁
評価シート（1） （効率的な業務運営体制の確立）	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	
	1. 効率的な業務運営体制の確立	3
	（1）外部委託の活用	4
	（2）施設の運営委託	4
評価シート（2） （業務管理の充実）	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	
	2. 業務管理の充実	7
	（1）情報管理体制の確立	7
	（2）進捗管理の徹底	7
	（3）事業リスクの把握・管理	7
評価シート（3） （業務運営の効率化に伴う経費削減）	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	
	3. 業務運営の効率化に伴う経費節減	9
	（1）一般管理費（人件費を除く。）	9
	（2）業務経費	9
	（3）役職員の給与	10
評価シート（4） （各施設の経営状況等の把握、機構の業務内容に関する地方公共団体への説明）	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
	1. 各施設の経営状況等の把握	13
	2. 機構の業務内容に関する地方公共団体への説明	13
評価シート（5） （年金福祉施設等の譲渡又は廃止）	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
	3. 年金福祉施設等の譲渡又は廃止	15
	（1）譲渡施設の選定及び譲渡時期	15
	（2）契約方法	16
	（3）譲渡条件	16
	（4）譲渡価格	16
	（5）譲渡の対価の支払方法	16
	（6）老人ホーム入居者への配慮	16
	（7）委託先公益法人等の従業員の雇用への配慮	17
	（8）地方公共団体との相談	17
	（9）社会保険病院等の譲渡	17

評価区分	22年度計画記載項目	頁
評価シート（6） （年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全）	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
	4. 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全	21
	（1）運営に当たっての基本方針	21
	（2）施設の管理	21
	（3）運営の停止等	22
	（4）社会保険病院等	22
評価シート（7） （買受需要の把握及び開拓）	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
	5. 買受需要の把握及び開拓	24
評価シート（8） （情報の提供）	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
	6. 情報の提供	26
	（1）機構の運営状況に関する情報提供	26
	（2）譲渡の対象となる年金福祉施設等に関する情報提供	26
	（3）年金福祉施設等の運営に関する情報提供	26
評価シート（9） （予算、収支計画及び資金計画 短期借入金の限度額）	第3 予算、収支計画及び資金計画	28
	第4 短期借入金の限度額	28
	第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	28
	第6 剰余金の使途	28
評価シート（10） （人事に関する計画）	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
	1. 人事に関する計画	29
	2. 施設及び設備に関する計画	29
評価シート（11） （国庫納付金に関する事項）	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
	3. 国庫納付金に関する事項	30
評価シート（12） （外部の有識者からなる機関に関する事項）	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
	4. 譲渡業務諮問委員会に関する事項	31
評価シート（13） （機構の保有する個人情報 の保護に関する事項）	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
	5. 保有する個人情報の保護に関する事項	32
評価シート（14） （終身利用型老人ホームの譲渡に関する事項）	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
	6. 終身利用型老人ホームの譲渡に関する事項	33

評価シート（１）

中期目標	中期計画	平成２２年度計画	平成２２年度の業務の実績																																						
第２ 業務運営の効率化に関する事項 独立行政法人として設立する趣旨を十分に踏まえ、機構に期待される社会的使命を果たすことができるよう、効率的な業務運営体制を確立するとともに、併せて業務管理の充実を図ること。	第１ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 独立行政法人として設立する趣旨を十分に踏まえ、機構に期待される社会的使命を果たすことができるよう、効率的な業務運営体制を確立するとともに、併せて業務管理の充実を図る。	第１ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 中期計画の６年度として、機構に期待される社会的使命を果たすことができるよう、効率的な業務運営体制の確立を図るとともに、併せて経営管理の充実を図る。	第１ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 １. 効率的な業務運営体制の確立 平成22年度においては、 （１）９月末までに年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）300施設の譲渡を完了させたこと （２）法改正により当機構の存続期限が2年延長され、10月以降の当機構の業務が、厚生労働大臣から指示のあった社会保険病院等の譲渡及び社会保険病院等の運営・管理へとシフトしたこと （３）中期目標等の改正により「社会保険病院等の経営状況・資産状況の把握等」の業務に取り組むこととされたこと など当機構の環境変化や組織の過渡的な状況を踏まえ、機動的に組織の見直しを行い、効率的な業務運営体制を構築した。																																						
１ 効率的な業務運営体制の確立 組織編成・人員配置については、民間の知見を最大限活用できる体制を採りつつ、自ら業績評価を行って見直しを図り、常に実情に即した効率的な業務運営体制を確立すること。	１ 効率的な業務運営体制の確立 施設譲渡又は廃止が進む過程において、業務遂行上必要な組織編成及び人員配置が変化することが想定されるため、専門家の知見を最大限活用できる体制を維持しつつ、常に、業務の外部委託も含め、必要な見直しを行い、実情に即した効率的な業務運営体制を確立する。	２ 効率的な業務運営体制の確立 組織編成、人員配置については、専門家の知見を最大限活用できる体制を確立し、また、業務の外部委託も含めた実情に即した効率的な業務運営体制を確立する。	① 譲渡関連業務の体制の縮小・見直し（平成22年10月） 300施設の譲渡が完了し、平成22年10月以降、譲渡業務は厚生労働省から指示された社会保険病院等の譲渡に限られることから、入札業務を担当していた業務推進部を廃止した。なお、社会保険病院等の譲渡に備え、企画部に併任職員で構成する入札チームを設置した。 ② 調査部の新設（平成22年10月） 中期目標等の改正により社会保険病院等の運営・管理の一環として新たに行うこととされた社会保険病院等の経営状況の把握等の業務に的確に対応するため、調査部を新設した。 ③ 適正人員の再配置 譲渡業務の減少及び、前記①②の組織改変にあたり、出向者・直接採用者の業務内容の見直しを行い、新たな業務に対応するため職員の再配置を下表の通り効率的に行うとともに、職員数を削減した。																																						
【職員数の推移】																																									
<table><tr><td></td><td colspan="2">平成21年3月31日</td><td colspan="2">平成22年3月31日</td><td colspan="2">平成23年3月31日</td></tr><tr><td>総務部</td><td>9名</td><td rowspan="7">直接採用者 15名 出向者 23名</td><td>8名</td><td rowspan="7">直接採用者 13名 出向者 20名</td><td>7名</td><td rowspan="7">直接採用者 12名 出向者 18名</td></tr><tr><td>企画部</td><td>9名</td><td>7名</td><td>5名</td></tr><tr><td>施設部</td><td>10名</td><td>6名</td><td>4名</td></tr><tr><td>業務推進部</td><td>4名</td><td>4名</td><td>-</td></tr><tr><td>調査部</td><td>-</td><td>-</td><td>5名</td></tr><tr><td>管理部</td><td>6名</td><td>8名</td><td>9名</td></tr><tr><td>計</td><td>38名</td><td>33名</td><td>30名</td></tr></table> （参考：総人件費改革における当機構の基準人員数（定員）は、41名（常勤役員を含む）である。）					平成21年3月31日		平成22年3月31日		平成23年3月31日		総務部	9名	直接採用者 15名 出向者 23名	8名	直接採用者 13名 出向者 20名	7名	直接採用者 12名 出向者 18名	企画部	9名	7名	5名	施設部	10名	6名	4名	業務推進部	4名	4名	-	調査部	-	-	5名	管理部	6名	8名	9名	計	38名	33名	30名
	平成21年3月31日		平成22年3月31日		平成23年3月31日																																				
総務部	9名	直接採用者 15名 出向者 23名	8名	直接採用者 13名 出向者 20名	7名	直接採用者 12名 出向者 18名																																			
企画部	9名		7名		5名																																				
施設部	10名		6名		4名																																				
業務推進部	4名		4名		-																																				
調査部	-		-		5名																																				
管理部	6名		8名		9名																																				
計	38名		33名		30名																																				
【主な出身職種】																																									
<table><tr><td></td><td>平成21年3月31日</td><td>平成22年3月31日</td><td>平成23年3月31日</td></tr><tr><td>金融機関</td><td>10名</td><td>9名</td><td>9名</td></tr><tr><td>不動産会社</td><td>4名</td><td>2名</td><td>2名</td></tr><tr><td>建設会社</td><td>5名</td><td>5名</td><td>4名</td></tr><tr><td>法律事務所</td><td>1名</td><td>1名</td><td>1名</td></tr><tr><td>税務コンサル</td><td>1名</td><td>0名</td><td>0名</td></tr><tr><td>医療関係</td><td>2名</td><td>2名</td><td>1名</td></tr><tr><td>計</td><td>23名</td><td>19名</td><td>17名</td></tr></table>					平成21年3月31日	平成22年3月31日	平成23年3月31日	金融機関	10名	9名	9名	不動産会社	4名	2名	2名	建設会社	5名	5名	4名	法律事務所	1名	1名	1名	税務コンサル	1名	0名	0名	医療関係	2名	2名	1名	計	23名	19名	17名						
	平成21年3月31日	平成22年3月31日	平成23年3月31日																																						
金融機関	10名	9名	9名																																						
不動産会社	4名	2名	2名																																						
建設会社	5名	5名	4名																																						
法律事務所	1名	1名	1名																																						
税務コンサル	1名	0名	0名																																						
医療関係	2名	2名	1名																																						
計	23名	19名	17名																																						
【資格取得者の状況】（平成23年3月31日現在）																																									
<table><tr><td>資格種別</td><td>人数</td><td>資格種別</td><td>人数</td></tr><tr><td>宅地建物取引主任者</td><td>6名</td><td>測量士</td><td>1名</td></tr><tr><td>不動産鑑定士</td><td>1名</td><td>土地区画整理士</td><td>2名</td></tr><tr><td>一級建築士</td><td>1名</td><td>不動産コンサルティング[※] 技能資格</td><td>1名</td></tr><tr><td>特別管理産業廃棄物管理責任者（PCB等）</td><td>1名</td><td colspan="2"></td></tr></table>				資格種別	人数	資格種別	人数	宅地建物取引主任者	6名	測量士	1名	不動産鑑定士	1名	土地区画整理士	2名	一級建築士	1名	不動産コンサルティング [※] 技能資格	1名	特別管理産業廃棄物管理責任者（PCB等）	1名																				
資格種別	人数	資格種別	人数																																						
宅地建物取引主任者	6名	測量士	1名																																						
不動産鑑定士	1名	土地区画整理士	2名																																						
一級建築士	1名	不動産コンサルティング [※] 技能資格	1名																																						
特別管理産業廃棄物管理責任者（PCB等）	1名																																								

評価シート（１）

中期目標	中期計画	平成２２年度計画	平成２２年度の業務の実績
また、施設が譲渡又は廃止されるまでの間の施設運営については、公益法人等への委託により行うこと。 なお、この場合の委託契約の内容は、機構設立前に社会保険庁が委託していた公益法人との契約内容を基本とすること。	（１）必要に応じ、入札物件情報の作成、入札案内の作成、入札手続等の業務について外部委託を行う。 （２）施設が譲渡又は廃止されるまでの間の施設運営については、公益法人等への委託により行う。 なお、この場合の委託契約の内容は、機構設立前に社会保険庁が委託していた公益法人との契約内容を基本とする。	（１）必要に応じ、入札物件情報の作成、入札案内の作成、入札手続き等の業務について外部委託を行う。 （２）施設が譲渡又は廃止されるまでの間の施設運営については、機構設立前に社会保険庁が委託していた公益法人等への委託により行う。 なお、この場合の委託契約の内容は、機構設立前に社会保険庁が委託していた公益法人との契約内容を基本とする。	（１）効率的な業務運営のための外部委託の活用 新たに３業務について外部委託を実施するとともに、社会保険病院等の譲渡及び運営・管理等の業務に対応するため、既存外部委託業務の見直しを行い、必要な体制を整備した。 ① 新規外部委託業務 i) 財務調査 企画競争により業者を選定し、平成 22 年 3 月期の委託先公益法人作成の社会保険病院等の財務諸表を基に、統一した基準の下で当機構資産を含めた実態ベースの合算貸借対照表（簿価基準及び時価基準）及び合算損益計算書（簿価基準）等を作成する、財務調査を委託した。 ii) 表題登記 一般競争入札により実施者を選定し、国から当機構に出資された社会保険病院等の建物の表題登記を委託した。 iii) 施設売却のためのアドバイザー業務・売却業務 企画競争により業者を選定し、終身利用型老人ホーム（厚生年金サンテール千葉）のアドバイザー業務（不動産調査及び事業調査、想定売却価格の算定、買受検討者向け資料作成等）と売却業務を委託した。 ② 既存外部委託業務 法改正による当機構存続期間の 2 年延長に伴い、社会保険病院等の譲渡及び運営・管理等の業務に対応するため、既存の外部委託契約についても契約を延長した。 i) 売却業務委託業者の一般競争入札参加資格 ii) 不動産鑑定評価業者との社会保険病院等の不動産鑑定契約 iii) 当機構負担による施設整備のための、整備計画の策定・設計業務の発注補助・工事発注補助等に関するアドバイザー契約 iv) 委託先公益法人負担による施設整備や医療機構購入申請を審査するための、必要性・妥当性・価格等の検証に関するアドバイザー契約 （２）施設の運営委託 ① 社会保険病院等については、機構に出資される前に社会保険庁が委託していた公益法人等と、社会保険庁が契約していた内容を基本として委託契約を締結している。 【具体的委託先】 （財）厚生年金事業振興団、（社）全国社会保険協会連合会、（社）地域医療振興協会、岡谷市、（財）平成紫川会、公立紀南病院組合 ② 社会保険病院等を除く年金福祉施設等については、全施設の譲渡完了に伴い、委託契約（全 119 契約）をすべて解除した。

評価の視点等	自己評価	S	評価	S
【評価項目1 効率的な業務運営体制の確立】	平成22年度においては、 (1) 9月末までに年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）300施設の譲渡を完了させたこと (2) 法改正により当機構の存続期限が2年延長され、10月以降の当機構の業務が、厚生労働大臣から指示のあった社会保険病院等の譲渡及び社会保険病院等の運営・管理へとシフトしたこと (3) 中期目標等の改正により「社会保険病院等の経営状況・資産状況の把握等」の業務に取り組むこととされたこと など当機構の環境変化や組織の過渡的な状況を踏まえ、機動的に組織の見直しを行い、効率的な業務運営体制を構築した。		【委員会としての評定理由】 年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）300 施設の売却から社会保険病院等の運営という性質が大きく変化した法人のミッションの中で、迅速に組織・人員体制の見直しを図り、また、業務推進部を廃止し調査部を新設するなど新たなミッションに速やかに、柔軟に対応し、効率的な業務運営体制を構築した点は、独立行政法人の模範となるものであり、大いに評価できる。	
【数値目標】 ○「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成21年度末現在の常勤役職員数を39名以下とする。	平成21年度末の常勤役職員数は34名（平成17年度比5.6%減）であり、既に数値目標を達成しているところであるが、平成22年度においては、当機構の環境変化や組織の過渡的な状況を踏まえ、機動的に組織の見直しを行い、効率的な業務運営体制を構築した結果、平成22年度末の常勤役職員数は31名となり、数値目標を大幅に上回る実績を達成している。		【各委員の評定理由】 ・福祉施設の売却から社会保険病院への対応と大きく変化した法人のミッションの中で、迅速に組織体制を見直し、業務推進部を廃止し調査部を新設するなど機動的に対応した。 ・業務内容変更及び今後の機構の方向性に対し、極めて適切に対応。 ・特に病院の財務諸表の統合は、公的組織として旧来の発想になく特筆すべき。民間出身者が経営してきた効果。 ・また、病院経営を適切に把握できるようになった。 ・施設譲渡と病院等の運営という性質が大きく異なる業務を遂行するための適切な組織・体制整備が図られた。特に調査部の新設による将来業務に対応した点を評価したい。 ・人員数は31名で目標の39名以下である。 ・300施設の売却が完了したため、入札業務の業務推進部は廃止した。適時であった。	
○業務の外部委託も含めた実情に即した効率的な業務運営体制を確立し、適切な運営がなされたのか。社会保険病院等の運営・管理及び譲渡に対応したものとなっているか。	実績：○ 平成22年度においては、当機構の環境変化や組織の過渡的な状況を踏まえ、以下のとおり機動的に組織の見直しを行い、効率的な業務運営体制を構築した。 ① 譲渡関連業務の体制の縮小・見直し（平成22年10月） 300施設の譲渡が完了し、平成22年10月以降、譲渡業務は厚生労働省から指示された社会保険病院等の譲渡に限られることから、入札業務を担当していた業務推進部を廃止した。なお、社会保険病院等の譲渡に備え、企画部に併任職員で構成する入札チームを設置した。 ② 調査部の新設（平成22年10月） 中期目標等の改正により社会保険病院等の運営・管理の一環として新たに行うこととされた社会保険病院等の経営状況の把握等の業務に的確に対応するため、調査部を新設した。 ③ 適正人員の再配置 譲渡業務の減少及び、前記①②の組織改変にあたり、出向者・直接採用者の業務内容の見直しを行い、新たな業務に対応するため職員の再配置を効率的に行うとともに、職員数を削減した。		・病院の運営の調査部を新設した。 ・病院の実態把握のため財務調査し統一基準による合算財務諸表を完成した。 ・病院の全物件の登記は外部委託しないで、法務省オンラインで内製化した。 ・毎朝の朝礼や機動的な業務運営体制の構築等を認める。 ・事業内容が大きく変化している中、理事長のリーダーシップの下、組織・人員体制の見直しを適切に行っており、独立行政法人の範とも言える。 ・人員も事業内容の変更に伴い適宜入れ替えを行っており、効率的な業務運営体制を構築している。	
○内部統制（業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、業務活動に関わる法令等の遵守等）に係る取組についての評価が行われているか。（政・独委の評価の視点）	実績：○ ・役職員の職務執行の在り方を始めとする内部統制及び財務報告の信頼性の確保については、外部の会計監査人による監査、監事による監査のほか、監事及び内部統制担当顧問に幹部会等定例会議への出席を必須とし、業務執行の適正性に関し逐次意見をいただいている。（別添資料項目6参照） ・目標管理の導入に係る職員の人事評価制度については、職員が目標を明確に意識し、主体的な業務遂行を促すための業務実績評価と、主体的な能力発揮を促すための能力評価で構成される人事評価制度を導入。評価結果は昇給、勤勉手当に反映している。また、役員の人事評価については、独立行政法人自体の業務の実績を評価の対象とし、独立行政法人評価委員会の評価結果と、半期ごとの総合結果により評価し、期末手当支給時に反映している。退職手当については、独立行政法人評価委員会の評価を受けて支給率に反映させることとしている。		・まずは、300もの施設の譲渡を期限内に完了させ、かつ売上原価を大幅に上回る施設売却益を達成させた。この点は非常に高く評価できる実績である。また、当機構の存続期間が延長されるとともに、当機構の業務が大きく変更されたが、新たな業務遂行のための組織替えが短期間のうちに速やかに行われており、この点も大変評価できる点である。恐らく職務内容は大幅に変更されたものと察するが、職員の方々が新たなミッションに速やかに、柔軟に対応されていらっしゃる。	

評価の視点等	自己評価	—		評価	—	
○法人の業務改善の取組を適切に講じているか。またそのための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。（政・独委の評価の視点）（委員長通知別添三①と同様）	実績：○ 機構設立当初から全職員が参加する毎朝の業務打合せにおいて、様々な問題点等について全員で議論し、理事長により方針決定がなされ、また、業務の重要な方針についても、毎月の幹部会・役員会を経た上で決定する仕組みとなっている。これらの手法により日々発生する種々の問題に迅速かつ適切に対応するとともに、職員の積極的な業務への取組を促す等、円滑に業務運営を行っている。（別添資料項目 6 ①、7 ④参照）					
○国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。（委員長通知別添三②）	実績：○ 当機構においては、前記と同様、全職員が参加する毎朝の業務打合せにおいて日々の業務の問題点や業務の改善方策等について議論する中で、費用対効果や必要性等の検証も行い、適切かつ円滑に事業運営を行っている。 平成 22 年度においては、 ・病院等の所有権保存登記業務につき、外部委託を行わず、法務省オンラインシステムを利用し内製化 ・施設譲渡の完了に伴い、サテライトの警備員常駐の廃止等、費用対効果や必要性等の検証を行い、見直しを図った。（別添資料項目 7 ④参照）					
○関連公益法人との関係について、透明性確保に向けた見直しを図っているか。（委員長通知別添三③）	実績：○ 公益法人等に対する補助金の交付等及び特定の業務の独占的な委託は行っていない。当機構には関連法人は存在しない。（別添資料項目 7 ⑤参照）					

評価の視点等	自己評価	S	評価	S
【評価項目2 業務管理の充実】	・当機構保有資産を含めた社会保険病院等の統一的な基準に基づく合算財務諸表を作成し、データベース化した。また、当機構保有不動産、病院保有不動産の登記情報や、不動産調査結果をデータベース化し、財務・不動産の両面から分析、検討を行うための基礎データを整備した。 ・当機構保有資産に関する委託先費用負担による整備の実施等、運営委託契約に基づく当機構の承認案件について、委託先公益法人の組織上の問題からルールを逸脱する取扱が発生したことから、厚生労働省と連携し、事態報告を求めるとともに、公益法人の施設整備承認手続等の見直しを求めた。 ・偽情報等のリスク情報を迅速かつ適切に開示し、周知徹底と被害の未然防止を図っている。また、関係当局への情報提供を行なった結果、偽情報による被害の発生を抑止した。		【委員会としての評定理由】 ○年金福祉施設等（病院を除く）に関すること。 業務の進捗管理については、幹部会、役員会、毎朝行われる業務打ち合わせ会に加え、システム化された進捗管理等によって、計画的に業務の進捗を図った結果、平成22年度の年度計画における譲渡対象18施設の譲渡を完了し、これにより5年間で年金福祉施設等（社会保険病院を除く）の全物件を売却したことは評価できる。 偽情報等のリスク情報を迅速かつ適切に開示し、周知徹底と被害の未然防止を図り、また、関係当局への情報提供を行った結果、偽情報による被害の発生を抑止したことも評価できる。 ○社会保険病院等に関すること。 社会保険病院等の財務調査を実施し、施設整理機構の保有資産を含めた社会保険病院等の合算財務諸表を作成、データベース化を行い、また、保有不動産の登記情報等のデータベース化を実施し、財務・不動産の両面から分析、検討を行うための基礎データを整備し、実態把握に努めたことは、大いに評価できる。	
【数値目標】 ○業務の計画的推進を図るため、進捗管理を徹底し、5年間で全ての施設を売却する。そのため、平成21年度、平成22年度の年度計画に対する売却施設数の達成率を100%とする。また、厚生労働大臣から指定された社会保険病院等の譲渡を中期目標期間内に実施する。	平成22年度の年度計画（18施設）に対する決算ベース売却施設数（18施設）の達成率は100%であり、全施設の売却を完了した。 また、平成23年2月に厚生労働大臣より指定された健康保険岡谷塩嶺病院については、平成22年度中に譲渡を完了した。		【各委員の評定理由】 ○年金福祉施設等（病院を除く）に関すること。 ・会議による管理に加えてシステムによる管理を実施しており、事業リスクへの適切な対応に努めたことにより、特段なクレームは発生していない状況となっている。 ・売却完了したことは、機構設立時の期待以上であった。 ・中期計画に基づいて、譲渡が完了している。 ・進捗管理を行い5年間で福祉施設全物件を売却した。100%達成したので評価したい。 ・デューデリ、プレマーケティング、一般競争入札等の手続きも評価したい。 ・病院についてはAだが、施設は5年間で完了したので全体としてはSとしたい。 ・全施設の売却を100%達成した。 ・22年度の売却計画施設18施設を全て売却し、これで全施設の売却を完了したことになる。但し、事務的ウエイトとしては小さくなっている（病院の方にシフト）ためA評価とした。 ・すでに売却が完了した300の施設に関しても、リスク管理、偽情報による被害発生の防止策などがとられている。	
【評価の視点】 ○国から出資を受けた資産並びに承継した権利及び義務に係る情報等について、適切に整理を行い、当該情報等の管理体制を確立できたか。	実績：○ 当機構保有資産を含めた社会保険病院等の統一的な基準に基づく合算財務諸表を作成し、データベース化した。また、当機構保有不動産、病院保有不動産の登記情報や、不動産調査結果をデータベース化し、財務・不動産の両面から分析、検討を行うための基礎データを整備した。			
○業務の計画的推進を図るため、進捗管理の徹底に向けて、具体的な取組がなされたか。	実績：○ 業務の進捗管理については定例会議及びシステムの両面で行っており、計画的推進を図っている。			
○業務遂行において生じる多様な事業リスクの的確な把握・管理に向けて、具体的な取組がなされたか。	実績：○ ・当機構保有資産に関する委託先費用負担による整備の実施等、運営委託契約に基づく当機構の承認案件について、委託先公益法人の組織上の問題からルールを逸脱する取扱が発生したことから、厚生労働省と連携し、事態報告を求めるとともに、公益法人の施設整備承認手続等の見直しを求めた。 ・偽情報等のリスク情報を迅速かつ適切に開示し、周知徹底と被害の未然防止を図っている。また、関係当局への情報提供を行なった結果、偽情報による被害の発生を抑止した。			

		○社会保険病院等に関すること ・財務データの充実の面では、新たな考え方に基づき減価償却負担を反映させるなど、統一的基準により将来の事業継続の可能性を明確化した。 ・これにより、病院の継続性の基準が明らかになり、売却、継続の判断材料が把握されることになった。 ・財務データ、不動産データベース化は、特筆すべき（事項１と同じ）。 ・病院施設等について、財務調査を行い、データベース化した点を評価する。 ・統一されたデータベースの作成。 ・病院施設の合算財務諸表を迅速かつ適切に作成している。 ・また、不動産調査結果をデータベース化し、保有施設の実態把握を適切に行った。 ・未整備であった社会保険病院等の財務データ、不動産データの充実化を図った。 こうしたデータベースの拡充は、今後の社会保険病院等の経営状況・資産状況等を把握するうえで大いに役立つはずであり、また前例が少ない中での試みであると高く評価できる。 ・委託先の財務諸表を統一しデータベース化した。 ・病院の不動産の登記情報をデータベース化した。 ・統一基準の財務諸表、財務調査、科目別収支モデル計算を導入したがこのデータは十分活用されたのかを見守りたい。このデータは厚労省と共有したか。重複は無駄であるとする。 ・自立可能な病院２８、救える病院１０、このままでは存続が難しい病院２０と分類されているが、データベースを参考にこれからの進み具合を見守りたい。 ・運営へとシフトした点を考慮してもＡ評価とする。
--	--	---

中期目標	中期計画	平成 2 2 年度計画	平成 2 2 年度の業務の実績
(2) 「行政改革の重要方針」(平成 17 年 12 月 24 日閣議決定)を踏まえ、的確な業務を執行する体制を維持しつつ、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。 併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを進めること。	(3) 「行政改革の重要方針」(平成 17 年 12 月 24 日閣議決定)を踏まえ、的確な業務を執行する体制を維持しつつ、平成 21 年度末までに、平成 17 年度に比べて 4%以上の人員の削減を行う。 また、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。	(3) 国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。	なお、東日本大震災による被災病院の復旧費用に備えるため、上記節減分も含め現行中期計画予算の範囲内で全額を平成 23 年度予算に計上するとともに、中期計画予算の見直しも視野に入れ今年度の国庫納付を留保した。 経費の執行に当たっては、原則として一般競争入札とし、一般競争入札になじまない一部の業務については企画競争を行い、業務経費の効率的な執行に努めた。 (3) 役員給与等については、俸給月額の変額改定及び賞与の支給割合の変額改定を行っている。 職員の給与についても、俸給月額の変額改定及び賞与の支給割合の変額改定を行う等、いずれも国家公務員の給与構造改革に準じた給与等の見直しを行った。

評価の視点等	自己評価	S	評価	S
【評価項目 3 業務運営の効率化に伴う経費節減】	- 一般管理費(人件費除く)は平成 17 年度との比較で 33%節減、平成 21 年度(決算額)との比較では 10%節減した。 - 業務経費については、予算 12,112 百万円に対し、実績は 4,917 百万円に留まり、予算比 7,195 百万円の減となった。この内 2,546 百万円については当機構が節減したものであるが、4,649 百万円については、病院の施設整備費が整備計画の策定・設計業務の発注及び入札準備までに留まり、支出が翌年度以降になったことによる。 - 経費の執行に当たっては、可能な限り一般競争入札により行っている。		【委員会としての評定理由】	一般管理費(人件費を除く)は平成 17 年度比 33%節減、平成 21 年度決算額との比較においては 10%の節減となっている。少額の契約であっても複数の見積もり合わせを行うなど、必要最小限の執行に努めた結果である。業務費に係る冗費の点検削減についても着実に進めてられており、サテライトオフィスの賃料の引き下げ、サテライトオフィスの警備の廃止等経費の削減が図られている。 人員削減についても法改正等による環境の変化や過渡的な状況を踏まえて機動的に組織の見直しを行い大きく目標を達成している。
【数値目標】 ○平成 23 年度末の一般管理費(人件費除く)の額を対 17 年度比で 10%以上削減する。	平成 22 年度末の一般管理費(人件費除く)の額(28 百万円)は対 17 年度比で 33%削減した。		【各委員の評定理由】	・一般管理費は、前年比 1 0 %節減、業務経費については、2,546 百万円の節減を実現しており、大いに評価できる。 ・また、東日本大震災の被災病院の復旧対応など、きめ細かい対応も行っている。 ・人件費についても効率的な業務運営体制に努めたこともあり 3 1 名体制を実現できた。 ・経費削減のための努力が行われており、また目標も達成されている。一方、経費削減の目標を達成させる一方で、東日本大震災による被災病院の復旧費用や、病院の不動産価値を向上・維持させるための保全活動のために適切なる支出も行われている。 ・実績値は十分高く評価は高いものの、これまで実績から期待できる状況 ・十分な経費の削減が達成された。 ・福祉施設売却に関する業務経費については人件費、売却事業費、管理経費とも予算に比して減少している。 ・一般経費は 3 3 %減(17 年度対比)している。
【評価の視点】 ○一般管理費(人件費を除く。)については、中期目標期間の最終の事業年度において、対平成 17 年度比 10%以上の額を節減すること。	実績：○ 平成 17 年度との比較で 33%、平成 21 年度(決算額)との比較では 10%節減した。(前掲 業務実績 第 1 の 3. 業務運営の効率化に伴う経費節減(1) 参照)			
○一般管理費(人件費を除く。)の削減について、中期計画に掲げる目標値の達成に向けた取組が行われ、着実に進展しているか。	実績：○ 一般管理費(人件費を除く)については、必要最小限の執行に努め、少額の契約(消耗品等)であっても複数の見積り合わせを行うなど経費の削減を図り、平成 17 年度との比較で 33%、平成 21 年度(決算額)との比較では 10%節減した。(前掲 業務実績 第 1 の 3. 業務運営の効率化に伴う経費節減(1) 参照)			
○事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。 委員長通知別添二①	実績：○ 別添資料項目 4 参照			
○業務経費について、費用対効果を十分に踏まえた効率的な執行を実現するため、具体的な取組がなされたか。	実績：○ - 業務経費については、予算 12,112 百万円に対し、実績は 4,917 百万円に留まり、予算比 7,195 百万円の減となった。この内 2,546 百万円については当機構が節減したものであるが、4,649 百万円については、病院の施設整備費が整備計画の策定・設計業務の発注及び入札準備までに留まり、支出が翌年度以降になったことによる。 - 経費の執行に当たっては、可能な限り一般競争入札により行っている。 (前掲 業務実績 第 1 の 3. 業務運営の効率化に伴う経費節減(2) 参照)			

評価の視点等	自己評価	—	評価	—												
○総人件費改革を進めるため、「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、的確な業務を執行する体制を維持しつつ、平成 21 年度末までに、平成 17 年度に比べて 4%以上の人員の削減を行うための取組を進めたか。 （政・独委の評価の視点と同様）	実績：○ 平成21年度末の常勤役職員数は34名（平成17年度比5.6%減）であり、既に数値目標を達成しているところであるが、平成22年度においては、 （１）9月末までに年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）300施設の譲渡を完了させたこと （２）法改正により当機構の存続期限が2年延長され、10月以降の当機構の業務が、厚生労働大臣から指示のあった社会保険病院等の譲渡及び社会保険病院等の運営・管理へとシフトしたこと （３）中期目標等の改正により「社会保険病院等の経営状況・資産状況の把握等」の業務に取り組むこととされたこと など当機構の環境変化や組織の過渡的な状況を踏まえ、機動的に組織の見直しを行い、効率的な業務運営体制を構築した結果、平成 22 年度末の常勤役職員数は 31 名となった。 （別添資料項目 3 ①参照）		・経費の大幅な削減に努力のあとがよく見える。 ・引き続き経費予算の節減に努力している。また、役職員等の人件費についても適宜、減額措置を取っており経費節減を図っている。													
○国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について必要な見直しを進めたか。	実績：○ ・役員給与等については、俸給月額の減額改定及び賞与の支給割合の減額改定を行っている。 ・職員の給与についても、俸給月額の減額改定及び賞与の支給割合の減額改定を行う等、いずれも国家公務員の給与構造改革に準じた給与規程の見直しを行った。（別添資料項目 3 ①参照）															
○国家公務員と比べて給与水準の高い法人について、以下のよう な観点から厳格なチェックが行われているか。 ・給与水準の給与水準の高い理由及び講ずる措置（法人の設定する目標水準を含む）についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。 ・法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。 （政・独委の評価の視点）（委員長通知の別添一①と同様）	実績：○ 平成 22 年度の当機構の職員給与の対国家公務員ラスパイレス指数については、国の給与改正に準じて給与等の見直しを行った結果、地域・学歴勘案の対国家公務員指数で、100 を下回ったところである。 引き続き国の給与改正に準じた給与の見直しを行い、適正な給与水準の維持に努めることとしている。（別添資料項目 3 ①参照） （参考）対国家公務員ラスパイレス指数 <table><tr><td></td><td>平成 20 年度</td><td>平成 21 年度</td><td>平成 22 年度</td></tr><tr><td>対国家公務員</td><td>111. 6</td><td>110. 0</td><td>103. 7</td></tr><tr><td>地域・学歴勘案</td><td>105. 3</td><td>99. 8</td><td>95. 6</td></tr></table>		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	対国家公務員	111. 6	110. 0	103. 7	地域・学歴勘案	105. 3	99. 8	95. 6			
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度													
対国家公務員	111. 6	110. 0	103. 7													
地域・学歴勘案	105. 3	99. 8	95. 6													
○国と異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。 （委員長通知別添一③）	実績：○ 国と異なる手当はない。 今後とも国の基準に準じた見直しに努める。（別添資料項目 3 ②参照）															
○法定外福利費の支出は、適切であるか。 （委員長通知別添一④）	実績：○ 当機構における法定外福利費は「労働安全衛生法に基づく健康診断費用」及び「人間ドック等の健康診断費用」のみであり、その他レクリエーション等経費への支出はない。（別添資料項目 3 ③参照）															
○契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評価が行われているか。 （政・独委の評価の視点）	実績：○ 一般競争入札における公告期間・公告方法、予定価格の作成・省略の規定は会計規程等に明確に定めており、公告期間の下限、指名競争入札限度額、予定価格を省略できる基準額は全て国と同様のものとなっている。また、包括的随契条項、公益法人随契条項などの恣意的な運用が可能となる随意契約条項は設定していない。（別添資料項目 5 ⑤参照）															

評価の視点等	自己評価	—	評定	—
○契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等、必要な評価が行われているか。 （政・独委の評価の視点）	実績：○ 当機構は小規模法人であるため、従前より契約関係事務に精通した顧問に、契約に関する審査・指導を受けるとともに、契約に係る全決裁を担当部、総務部（経理担当）で審査した上、理事長のほか監事にも回付し、厳正に審査を行っている。加えて、全職員参加で毎日行われる業務打合会においても、事業に係る契約方式について報告し、毎月の契約状況をホームページで公表するとともに、四半期ごとの契約事案を役員会に報告し、再審査を行うことを徹底し、厳正に対応を行っている。 「調達の適正化について（依頼）」（平成 22 年 4 月 6 日厚生労働大臣通知）による、審査機関の設置については、平成 22 年度から前記の体制を明確化し、理事長、理事、監事等の他、契約担当の外部顧問も加えて適切に行う体制を確保した。（別添資料項目 5 ②参照）			
○契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか。（その後のフォローアップを含む。）。また、「随意契約等見直し計画」が計画どおり進んでいるか。 （委員長通知別添二③）	実績：○ 平成 22 年度のすべての契約（少額随契を除く）について点検を受け、特段の指摘事項はなかった。 平成 22 年度の契約については「随意契約等見直し計画」に沿って適切な調達契約の締結に努めた結果、随意契約は全て随意契約によらざるを得ないもの（借地契約等）だけとなっており、一般競争等についても「1 者応札・1 者応募」となったものはなかった。 （別添資料項目 5 ①、③、④参照）			
○個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・評価が行われているか。 （政・独委の評価の視点）（委員長通知の別添二②と同様）	実績：○ 契約に当たっては契約担当顧問の審査・指導や毎日の業務打合会での確認のほか、担当部、経理で審査した上、理事長のほか監事の確認を受け、更に役員会において四半期ごとに再審査を行う等、厳正に行っているところであり、平成 22 年度における競争性のない随意契約は、いずれも相手方が限定されているなど随意契約によらざるを得ないもの（借地契約等）のみとなっている。（別添資料項目 5 ②参照）			
○総人件費改革は進んでいるか。（委員長通知別添一②）	実績：○ ・役員（理事長）の報酬等については、平成 18 年度より特別手当について業績評価による算定を導入するとともに、また、厚生労働事務次官の報酬額の範囲内となるよう努めている。 ・平成 22 年度の役員給与等については国家公務員に準じた見直しを行い、俸給月額の減額改定及び特別手当の支給割合の減額改定を行ったところである。 職員給与等についても同様に国家公務員に準じた見直しを行い、俸給月額の減額改定及び賞与の支給割合の減額改定を行い、適正な給与水準の維持に努めている。 ・当機構の平成 22 年度の対国家公務員ラスパイレズ指数については、国の給与改正に準じて給与等の見直しを行った結果、地域・学歴勘案の対国家公務員指数で、100 を下回ったところである。 今後も引き続き国の給与改正に準じて給与の見直しを行い、適正な給与水準の維持に努めることとしている。 ・「行政改革の重要方針」（17.12.24 閣議決定）による人員削減の取組について、中期計画においては、平成 21 年度末までに、平成 17 年度に比べて 4%以上の人員の削減を行うこと、また、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、必要な見直しを進めることとしている。 ・平成 21 年度末の常勤役職員数は 34 名（平成 17 年度比 5.6%減）であり、既に数値目標を達成しているところであるが、平成 22 年度においては、 （1）9 月末までに年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）300施設の譲渡を完了させたこと （2）法改正により当機構の存続期限が 2 年延長され、10 月以降の当機構の業務が、厚生労働大臣から指示のあった社会保険病院等の譲渡及び社会保険病院等の運営・管理へとシフトしたこと （3）中期目標等の改正により「社会保険病院等の経営状況・資産状況の把握等」の業務に取り組むこととされたこと など当機構の環境変化や組織の過渡的な状況を踏まえ、機動的に組織の見直しを行い、効率的な業務運営体制を構築した結果、平成 22 年度末の常勤役職員数は 31 名となった。 （別添資料項目 3 ①参照）			

評価シート（４）

中期目標	中期計画	平成２２年度計画	平成２２年度の業務の実績
第３ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第２ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第２ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 １ 各施設の経営状況等の把握 中期目標期間を通じた具体的な譲渡又は廃止施設の選定に資するため、各施設の経営実績、今後の経営見通し及び建物の老朽度等の状況を把握する。 	

評価の視点等	自己評価	S	評価	S
【評価項目 4 各施設の経営状況等の把握 機構の業務内容に関する地方公共団体への説明】	① 社会保険病院等 ・平成 23 年 2 月 18 日付で譲渡指示が出された健康保険岡谷塩嶺病院については、買受者である岡谷市との協議は当然のことながら、長野県へも連絡のうえ、譲渡契約を締結した。 ・一般競争入札による譲渡指示が出された社会保険浜松病院については、静岡県・浜松市の意見を徴したうえで譲渡条件を決めるとともに、入札スケジュール等についても調整のうえ入札を実施した。 ・今後、譲渡指示が出された場合には、病院所在の地方公共団体と譲渡条件等について協議を行っていくこととしている。 ② 社会保険病院等を除く年金福祉施設等 ・譲渡価格引上げのために事業キャッシュフローの改善可能性を開示するとともに、各地方公共団体の支援取り付けによる付加価値の向上に努力した。 ・その結果、地方公共団体が入札に参加して落札したものが 10 施設、地方公共団体による収用に応じたものが 7 施設あるほか、固定資産税減免、補助金交付、その他敷地利用料減免や無利息貸付等の内容の支援策を得たものが 53 施設となった。相乗的な効果が得られたことから、社会保険病院等を除く 300 施設について、平成 22 年 8 月までに譲渡を完了することができた。		【委員会としての評定理由】 ○年金福祉施設等（病院を除く）に関すること。 物件の価値を向上させるための事業調査、不動産調査の結果のマーケティング資料を整備し、買受希望者に開示したことが、5 年間という限られた期間で年金福祉施設等（社会保険病院を除く）の全物件の譲渡を可能とした要因の一つであると考えられ、大いに評価できる。 また、固定資産税減免等支援策の取り付けといった地方公共団体からの支援策を要請し、その結果、固定資産税減免等の支援策を得た 5 3 施設のうち 4 6 施設については、地方公共団体の意向に沿った用途となっており、大いに評価できる。 ○社会保険病院等に関すること。 厚生労働省から譲渡指示を受けた社会保険浜松病院及び岡谷塩嶺病院の譲渡に当たっては、地元自治体と綿密な協議連絡を行い、その結果、地域医療に貢献できる譲渡が行われたことは、大いに評価できる。	
【数値目標】			【各委員の評定理由】 ○年金福祉施設等（病院を除く）に関すること。 ・全ての地方公共団体に対して面談し、各地方公共団体の意向を確認しつつ支援策を要請するなど理事長自らが率先して対応している。 ・この結果、固定資産税減免等の支援策を 5 3 施設で得た他、地方公共団体自身が入札に参加するなど大きな成果をあげた。 ・サンテール千葉に関して売却時に情報開示を積極的に行い、売却を完了した。大きな成果。 ・計画に従って、適切な譲渡が実施された。 ・福祉施設については事業調査、不動産調査をデータベース化した。 ・2 2 年 8 月までに全物件の譲渡を完了した。5 年という目標内に完了したことは評価したい。 ・期待キャッシュフローを策定し価値向上に向けた自助努力を促した。 ・データベースの開示が良く行われている。 ・終身利用型施設が入居者の保護を含めて良く解決できている。 ・終身利用型老人ホーム（厚生年金サンテール千葉）については、入居者に対する説明会を複数回実施するなど、きめ細かな対応が行われた。その結果、大きな問題も発生せずに譲渡が完了されている。また、300 の施設すべての譲渡を完了させるために、地方公共団体等に働きかけるとともに、事業調査、不動産調査の結果のデータベース化、経営情報等の把握およびマーケティング活動など、様々な試みがなされた。 ・300 施設全ての売却を完了したことは、大きく評価される。但し、当期間においては、事務ウエイトは小さい。	
【評価の視点】 ○中期目標期間を通じた具体的な譲渡又は廃止施設の選定に資するため、各施設の経営実績、今後の経営見通し及び建物の老朽度等の状況を適切に把握できたか。	実績：○ ・社会保険病院等については、これらの施設が引き続き地域医療に貢献できることを目的として、財務調査、不動産調査を実施した。（後掲 評価シート（6）業務実績 第 2 の 4.（4）社会保険病院等 参照）。なお、財務調査については、現時点における調査結果を厚生労働省や委託先公益法人等とも共有し、今後の調査の進め方等について協議している。 ・終身利用型老人ホーム（厚生年金サンテール千葉）については、譲渡後も入居者の終身利用権が適切に保護されるよう、入居契約の内容及び経営状況を詳細に把握し、入札時に情報開示を行った上で譲渡した。 ・社会保険病院等を除く年金福祉施設等については、全施設について事業調査、不動産調査を実施し、事業としての今後の可能性及び不動産としての対応方針を示した極めて有効なマーケティング資料が整備され、買受希望者からも充実した資料の提供がなされていると評価されている。また、建物耐震診断・土壌汚染の調査が必要と考えられる施設全件の調査を実施し、譲渡に当たって調査結果を開示した。			

		○社会保険病院等に関すること。 ・岡谷塩嶺病院については、岡谷市、長野県と協議・連絡して譲渡契約を締結している。 ・社会保険浜松病院についても静岡県、浜松市の意見を徴し、譲渡条件のツメなどきめ細かく実施しており、地域に根ざした病院像をベースに入札スケジュールを決めている。 ・地方との情報交換を積極的に行った。 ・自治体等に対して、十分な情報が提供された。 ・譲渡処分の対象となった２病院については、地元自治体と協議しつつ適切に処理を行った。 ・個別病院については、不動産データの整備が行われたため、今後、地方公共団体との協議に入る体制が整備された。 ・健康保険岡谷塩嶺病院の譲渡においても、自治体との折衝を重ねた上で譲渡契約が締結されている。また、当機構が保有する病院について、経営状況を把握するための財務調査、不動産調査など様々な調査活動が行われた。 ・統一基準の財務諸表、財務調査、不動産調査を実施してデータベース化した。 ・岡谷病院、浜松病院については譲渡指示に基づき関係団体と調整して譲渡した。 ・存続期間が 24 年 9 月まで 2 年延長された。22 年 10 月以降は病院の管理運営にシフトしているという事情はわかるが。
--	--	---

中期目標	中期計画	平成 2 2 年度計画	平成 2 2 年度の業務の実績																																																																																																								
1 年金福祉施設等の譲渡又は廃止 毎事業年度、年金福祉施設等の譲渡の見通しを年度計画で示し、各事業年度終了時に進捗状況を勘案して業績を評価し、次事業年度以降の業務に反映させること。 また、譲渡後の施設の用途については、買受先及びその転売先等において、公序良俗に反する使用等が行われることがないよう十分に配慮すること。 社会保険病院及び厚生年金病院（これらに併設される介護老人保健施設及び看護専門学校を含む。以下「社会保険病院等」という。）の譲渡等については、地域医療の確保を図る観点も踏まえた厚生労働省の方針を踏まえつつ、対応すること。	1 年金福祉施設等の譲渡又は廃止 毎事業年度、年金福祉施設等の譲渡の見通しを年度計画で示し、各事業年度終了時に進捗状況を勘案して業績を評価し、次事業年度以降の業務に反映させる。 また、譲渡後の施設の用途については、買受先及びその転売先等において、公序良俗に反する使用等が行われることがないよう十分に配慮する。 社会保険病院及び厚生年金病院（これらに併設される介護老人保健施設及び看護専門学校を含む。以下「社会保険病院等」という。）の譲渡等については、地域医療の確保を図る観点も踏まえた厚生労働省の方針を踏まえつつ、対応する。	3 年金福祉施設等の譲渡又は廃止 年金資金等の損失を最小化するという考え方に立ちつつ、多様な譲渡方法を通じ、施設譲渡の促進など事業の効率化、適正化を図る。 また、譲渡後の施設の用途については、買受先及びその転売先等において、公序良俗に反する使用等が行われることがないよう十分に配慮する。 なお、社会保険病院及び厚生年金病院（これらに併設される介護老人保健施設及び看護専門学校を含む。以下「社会保険病院等」という。）の譲渡等については、地域医療の確保を図る観点も踏まえた厚生労働省の方針を踏まえつつ、対応する。	3 年金福祉施設等の譲渡又は廃止 I.社会保険病院等を除く年金福祉施設等 1. 平成 22 年度の売却額は決算ベースで 491 億円であり、計画比＋75 億円となった。厳しい経済環境の中でも多様な買受需要の開拓を行った結果、直近の価格である売却原価に対し＋190 億円 (162.8%)、出資価格に対して＋44 億円(109.9%)となった。 2. その結果、年金福祉施設等全物件の売却が完了。売却額合計は 2,185 億円となり、売却原価比で +1,026 億円（188.5%）、出資価格比で+184 億円（109.2%）となり、当機構が目標としてきた「時価を上回り売却すること」、「出資価格を毀損しないこと」を達成した。 3. 譲渡に当たっては一般競争入札により、公正性・透明性に十分意を用いた運営を行っており、現状、機構の運営に関して外部からの指摘等はない。また、譲渡後の施設の利用状況については公序良俗に反する使用等が行われていないか全件チェックを行っており、そのような事例はない。 4. 雇用と公共性への配慮については、機構の基本方針として事業譲渡を原則とし、入札参加者への雇用継続依頼、各地方公共団体への事業継続に向けた支援依頼を直接面談にて行った。その結果、事業継続率は 74%、雇用継続率は 72%となった。 II.社会保険病院等 厚生労働大臣から譲渡の指示があった健康保険岡谷塩嶺病院については、新病院建設計画を着実に推進するため、早期譲渡を求める岡谷市の意向に配慮し、短期間で同市への譲渡を完了させた。 また、社会保険小倉記念病院について、厚生労働省の指示に基づき、経営委託先である平成紫川会に対し、平成 23 年 3 月 31 日付けで委託契約解除に係る事前の通知を行い、平成 24 年 3 月 31 日をもって委託契約を解除することとした。 III.設立時からの譲渡実績 平成 22 年度までの社会保険病院等を含めた全譲渡施設数は 302 施設、売却額合計は 2,221 億円となり、売却原価比で+1,048 億円（189.3%）、出資価格比で+206 億円（110.2%）となった。 I.社会保険病院等を除く年金福祉施設等 （1）譲渡施設の選定及び譲渡時期 <table><tr><th colspan="8">【平成 22 年度の譲渡実績】（決算ベース）</th></tr><tr><th></th><th>譲渡施設数</th><th>譲渡物件数</th><th>22 年度売却額</th><th>売却原価対比額</th><th>売却原価比</th><th>出資価格対比額</th><th>出資価格比</th></tr><tr><td>実績</td><td>18</td><td>56</td><td>49,138</td><td>+18,957</td><td>162.8%</td><td>+4,434</td><td>109.9%</td></tr><tr><td>計画</td><td>18</td><td>56</td><td>41,629</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>計画比</td><td>±0</td><td>±0</td><td>+7,509</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 【年度別譲渡実績推移】（決算ベース） <table><tr><th></th><th>譲渡施設数</th><th>譲渡物件数</th><th>売却額</th></tr><tr><td>17 年度</td><td>4</td><td>8</td><td>4,803</td></tr><tr><td>18 年度</td><td>52</td><td>67</td><td>27,140</td></tr><tr><td>19 年度</td><td>82</td><td>90</td><td>36,317</td></tr><tr><td>20 年度</td><td>77</td><td>89</td><td>52,709</td></tr><tr><td>21 年度</td><td>67</td><td>109</td><td>48,440</td></tr><tr><td>22 年度</td><td>18</td><td>56</td><td>49,138</td></tr><tr><td>合 計</td><td>300</td><td>419</td><td>218,547</td></tr></table> 【機構設立時からの譲渡実績】（決算ベース） <table><tr><th></th><th>譲渡施設数</th><th>譲渡物件数</th><th>①売却額</th><th>売却原価対比額</th><th>売却原価比</th><th>出資価格対比額</th><th>出資価格比</th></tr><tr><td>年金福祉施設等</td><td>300</td><td>419</td><td>218,547</td><td>+102,584</td><td>188.5%</td><td>+18,399</td><td>109.2%</td></tr><tr><td>社会保険病院等</td><td>2</td><td>3</td><td>3,590</td><td>+2,222</td><td>262.4%</td><td>+2,185</td><td>255.5%</td></tr><tr><td>合 計</td><td>302</td><td>422</td><td>222,137</td><td>+104,806</td><td>189.3%</td><td>+20,583</td><td>110.2%</td></tr></table>	【平成 22 年度の譲渡実績】（決算ベース）									譲渡施設数	譲渡物件数	22 年度売却額	売却原価対比額	売却原価比	出資価格対比額	出資価格比	実績	18	56	49,138	+18,957	162.8%	+4,434	109.9%	計画	18	56	41,629					計画比	±0	±0	+7,509						譲渡施設数	譲渡物件数	売却額	17 年度	4	8	4,803	18 年度	52	67	27,140	19 年度	82	90	36,317	20 年度	77	89	52,709	21 年度	67	109	48,440	22 年度	18	56	49,138	合 計	300	419	218,547		譲渡施設数	譲渡物件数	①売却額	売却原価対比額	売却原価比	出資価格対比額	出資価格比	年金福祉施設等	300	419	218,547	+102,584	188.5%	+18,399	109.2%	社会保険病院等	2	3	3,590	+2,222	262.4%	+2,185	255.5%	合 計	302	422	222,137	+104,806	189.3%	+20,583	110.2%
【平成 22 年度の譲渡実績】（決算ベース）																																																																																																											
	譲渡施設数	譲渡物件数	22 年度売却額	売却原価対比額	売却原価比	出資価格対比額	出資価格比																																																																																																				
実績	18	56	49,138	+18,957	162.8%	+4,434	109.9%																																																																																																				
計画	18	56	41,629																																																																																																								
計画比	±0	±0	+7,509																																																																																																								
	譲渡施設数	譲渡物件数	売却額																																																																																																								
17 年度	4	8	4,803																																																																																																								
18 年度	52	67	27,140																																																																																																								
19 年度	82	90	36,317																																																																																																								
20 年度	77	89	52,709																																																																																																								
21 年度	67	109	48,440																																																																																																								
22 年度	18	56	49,138																																																																																																								
合 計	300	419	218,547																																																																																																								
	譲渡施設数	譲渡物件数	①売却額	売却原価対比額	売却原価比	出資価格対比額	出資価格比																																																																																																				
年金福祉施設等	300	419	218,547	+102,584	188.5%	+18,399	109.2%																																																																																																				
社会保険病院等	2	3	3,590	+2,222	262.4%	+2,185	255.5%																																																																																																				
合 計	302	422	222,137	+104,806	189.3%	+20,583	110.2%																																																																																																				
（1）譲渡施設の選定及び譲渡時期 各事業年度における譲渡施設の選定に当たっては、各施設の経営実績、今後の経営見通し及び建物の老朽度等を総合的に勘案して行うものとし、機構が策定する年度計画において定めること。	（1）譲渡施設の選定及び譲渡時期 ① 各施設の状況について把握するとともに、年度ごとの譲渡施設数の見通しを早急に立てる。 ② 各事業年度における譲渡施設の選定に当たっては、各施設の経営実績、今後の経営見通し及び建物の老朽度等を総合的に勘案して行うものとし、年度計画において定める。	（1）譲渡施設の選定及び譲渡時期 ① 本年度における譲渡施設は、別表に定めるものとする。																																																																																																									

評価シート（５）			
中期目標	中期計画	平成２２年度計画	平成２２年度の業務の実績
また、譲渡する施設名、競争執行の場所及び日時を官報で公告すること。なお、公告時期については、委託先公益法人等における清算業務や従業員の雇用に配慮すること。 （２）契約方法 施設の譲渡に当たっては、公正で適正な譲渡を行う観点から、一般競争入札とすること。 ただし、借地上にある施設について土地所有者が建物の購入を希望する場合は、随意契約により譲渡すること。 （３）譲渡条件 次の施設については、譲渡に当たり、一定期間施設の中心的な機能を維持することを譲渡条件とすること。なお、施設の機能廃止が適当とされた施設については、この限りではないこと。 ① 地域医療に貢献している施設（社会保険診療所、健康管理センター及び保養ホーム） ② 入居者に配慮すべき施設（終身利用型老人ホーム及び長期入居型老人ホーム） ③ 同一都道府県内に代替施設がないことからその中心的な機能を維持することが必要な施設であって、別表に掲げるもの （４）譲渡価格 施設の譲渡に当たっては、年金資金等の損失を最小化する観点から、不動産鑑定評価の手法に基づき、適正な価格の設定に努めること。 （５）譲渡の対価の支払方法 施設の譲渡の対価の支払いは、即時支払（施設の引渡しの日）とすること。 ただし、施設の譲渡先が地方公共団体の場合は、譲渡の対価の支払方法の弾力化に配慮すること。 （６）老人ホーム入居者への配慮 老人ホームの譲渡又は廃止に当たっては、入居者の新たな生活の場を確保する等、十分な配慮を行うこと。	③ 譲渡する施設名、競争執行の場所及び日時を官報で公告する。なお、公告時期については、委託先公益法人等における清算業務や従業員の雇用に配慮する。 （２）契約方法 ① 施設の譲渡に当たっては、公正で適正な譲渡を行う観点から、一般競争入札とする。 ② ただし、借地上にある施設について土地所有者が建物の購入を希望する場合は、随意契約により譲渡する。 （３）譲渡条件 次の施設については、譲渡に当たり、一定期間施設の中心的な機能を維持することを譲渡条件とする。なお、施設の機能廃止が適当とされた施設については、この限りではない。 ① 地域医療に貢献している施設（社会保険診療所、健康管理センター及び保養ホーム） ② 入居者に配慮すべき施設（終身利用型老人ホーム及び長期入居型老人ホーム） ③ 同一都道府県内に代替施設がないことからその中心的な機能を維持することが必要な施設であって、別表に掲げるもの （４）譲渡価格 施設の譲渡に当たっては、年金資金等の損失を最小化する観点から、不動産鑑定評価の手法に基づき、適正な価格の設定に努める。 （５）譲渡の対価の支払方法 施設の譲渡の対価の支払いは、即時支払（施設の引渡しの日）とする。 ただし、施設の譲渡先が地方公共団体の場合は、譲渡の対価の支払方法の弾力化に配慮する。 （６）老人ホーム入居者への配慮 老人ホームを譲渡又は廃止する場合には、入居者の新たな生活の場を確保する等、十分な配慮を行う。	② 譲渡する施設名、競争執行の場所及び日時を官報で公告する。なお、公告時期については、委託先公益法人等における清算業務や従業員の雇用に配慮する。 （２）契約方法 ① 施設の譲渡に当たっては、公正で適正な譲渡を行う観点から、一般競争入札とする。 ② ただし、借地上にある施設について土地所有者が建物の購入を希望する場合は、随意契約により譲渡する。 （３）譲渡条件 次の施設については、譲渡に当たり、一定期間施設の中心的な機能を維持することを譲渡条件とする。なお、保養ホームについては、厚生労働大臣の指示により、当該施設が連携している厚生年金病院と一体で譲渡する。また、施設の機能廃止が適当とされた施設については、この限りではない。 ① 地域医療に貢献している施設（社会保険診療所、健康管理センター及び保養ホーム） ② 入居者に配慮すべき施設（終身利用型老人ホーム及び長期入居型老人ホーム） （４）譲渡価格 施設の譲渡に当たっては、年金資金等の損失を最小化する観点から、不動産鑑定評価の手法に基づき、適正な価格の設定に努める。 （５）譲渡の対価の支払方法 施設の譲渡の対価の支払いは、施設の引渡しの日迄とする。 ただし、施設の譲渡先が地方公共団体の場合は、譲渡の対価の支払方法の弾力化に配慮する。 （６）老人ホーム入居者への配慮 老人ホームを譲渡又は廃止する場合には、入居者の新たな生活の場を確保する等、十分な配慮を行う。	【特別会計の清算】 清算済み ：107 特別会計 …… 15, 754 百万円を収受 今後清算予定 ： 11 特別会計 …… 剰余見込み金 834 百万円を預り金として受領 【公益法人の解散】 解散済み及び解散予定 ：44 法人 非解散 ：50 法人 ② 譲渡する施設の施設名・入札場所及び日時等については、全て官報及び機構ホームページに開示した。また、公告時期については、事前に委託先公益法人と発表時期・営業停止時期等を協議、売却スケジュールを策定し、事業継続の施設については円滑な営業の継続、事業主体の移行を図るべく、早めの落札者名の公表、引継ぎスケジュールの前倒しを落札者に依頼する等の調整を実施した。 （２）契約方法 ・平成 22 年度売却物件は、全て一般競争入札により対応した。 （３）譲渡条件 機能維持条件付の施設について、次のとおり譲渡を行った。 ・平成 22 年度には、老人ホーム 2 施設、終身利用型老人ホーム 1 施設の譲渡を行った。また、その引継ぎが円滑に行われるよう買受人との調整に努めた。 ・老人ホームについては、現行機能の 5 年間維持に加え、引渡時の入居条件を 1 年間維持する条件を付加した。 ・終身利用型老人ホーム（厚生年金サンテール千葉）については、落札者が、現在の施設運営者である(財)厚生年金事業振興団が入居者と締結している入居契約上の地位を承継することにより、入居者の施設終身利用権を担保するとともに、料金水準を 1 年間維持することを主な譲渡条件とした。 ・譲渡条件を付して売却した施設については、年度ベースで履行状況調査を行っており、利用者等からのクレーム等もなく、譲渡条件は適正に遵守されている。 （４）譲渡価格 ・平成 18 年度から最低売却価格の開示を行った。これは、地方施設等価格設定が困難と考えられるものに対し、入札参加者に価格の目安を示すと同時に、機構としての意思を入札価格に反映させることを意図して行ったものである。 ・最低売却価格については、理事長が全ての譲渡施設を実地調査した上で、不動産鑑定評価の手法に基づき、機構のマーケティングにより把握した市場動向を反映させて決定した。 （５）譲渡の対価の支払方法 ・地方公共団体に譲渡した 2 施設（広島厚生年金会館・サンヒル柏原）については支払方法の弾力化を認めたが、それ以外の施設については、引渡日迄に譲渡価格全額の振込を確認した上で引渡しを行った。 （６）老人ホーム入居者への配慮 前掲 業務実績 第 2 の 3.（３）譲渡条件 参照

中期目標	中期計画	平成 2 2 年度計画	平成 2 2 年度の業務の実績																																						
（ 7 ） 委託先公益法人等の従業員の雇用への配慮 施設の買受者に対する雇用の依頼等、委託先公益法人等の従業員の雇用に十分な配慮を行うこと。	（ 7 ） 委託先公益法人等の従業員の雇用への配慮 施設を譲渡する場合には、施設の買受者に対し、委託先公益法人等の従業員の雇用を依頼する。また、施設の譲渡又は廃止に当たっては、当該施設の譲渡又は廃止に関する情報を厚生労働省職業安定局を通じて公共職業安定所等に提供することにより、委託先公益法人等が行う従業員の求職活動の支援が適切に行われるよう配慮する。	（ 7 ） 委託先公益法人等の従業員の雇用への配慮 施設を譲渡する場合には、施設の買受者に対し、委託先公益法人等の従業員の雇用を依頼する。また、施設の譲渡又は廃止に当たっては、当該施設の譲渡又は廃止に関する情報を厚生労働省職業安定局を通じて公共職業安定所等に提供することにより、委託先公益法人等が行う従業員の求職活動の支援が適切に行われるよう配慮する。	（ 7 ） 委託先公益法人等の従業員の雇用への配慮 事業と雇用の継続状況は下表の通り。 <table><tr><th colspan="2">事業継続状況</th><th>施設数</th><th>比</th></tr><tr><td rowspan="4">譲渡時に事業を行っていた施設</td><td></td><td>258</td><td>100%</td></tr><tr><td>継続</td><td>192</td><td>74%</td></tr><tr><td>非継続（一部受皿有）</td><td>19</td><td>7%</td></tr><tr><td>非継続</td><td>47</td><td>18%</td></tr></table> <table><tr><td>廃止済</td><td>42</td></tr></table> <table><tr><th colspan="2">雇用継続状況</th><th>施設数</th><th>比</th></tr><tr><td rowspan="4">譲渡時に従業員がいた施設</td><td></td><td>258</td><td>100%</td></tr><tr><td>継続</td><td>142</td><td>55%</td></tr><tr><td>一部採用</td><td>45</td><td>17%</td></tr><tr><td>非継続</td><td>71</td><td>28%</td></tr></table> <table><tr><td>廃止済</td><td>42</td></tr></table> - 当機構は、極力雇用が継続されるために、事業継続を指向したマーケティングを行った。平成 22 年度には全施設の譲渡が完了したが、全 300 施設中、譲渡時に事業を行っていた 258 施設の内 192 施設（74％）において事業が継続された。また、当該事業継続となった施設については、買受者、委託先公益法人を含めた三者協議を行い、雇用への配慮を強く要請しているが、その結果、譲渡時に従業員がいた施設の内、一部採用も含め、187 施設（72％）において雇用が継続された。 - 平成 22 年度においても、施設の譲渡に伴い、引き続き厚生労働省職業安定局への情報提供を行った。	事業継続状況		施設数	比	譲渡時に事業を行っていた施設		258	100%	継続	192	74%	非継続（一部受皿有）	19	7%	非継続	47	18%	廃止済	42	雇用継続状況		施設数	比	譲渡時に従業員がいた施設		258	100%	継続	142	55%	一部採用	45	17%	非継続	71	28%	廃止済	42
事業継続状況		施設数	比																																						
譲渡時に事業を行っていた施設		258	100%																																						
	継続	192	74%																																						
	非継続（一部受皿有）	19	7%																																						
	非継続	47	18%																																						
廃止済	42																																								
雇用継続状況		施設数	比																																						
譲渡時に従業員がいた施設		258	100%																																						
	継続	142	55%																																						
	一部採用	45	17%																																						
	非継続	71	28%																																						
廃止済	42																																								
（ 8 ） 地方公共団体との相談 施設の譲渡又は廃止に当たっては、各施設が所在する地域の地方公共団体と事前に相談を行うこと。	（ 8 ） 地方公共団体との相談 施設の譲渡又は廃止に当たっては、各施設が所在する地域の地方公共団体と事前に相談を行うとともに、その結果について、買受者を募る際に情報提供を行う。	（ 8 ） 地方公共団体との相談 施設の譲渡又は廃止に当たっては、各施設が所在する地域の地方公共団体と事前に相談を行うとともに、その結果について、買受者を募る際に情報提供を行う。	（ 8 ） 地方公共団体との相談 - 現在の施設機能の存続を希望する地方公共団体に対し、事業継続となった場合の固定資産税の減免や補助金等の交付を要請した結果、地方公共団体が何らかの支援策を講じた施設は 53 施設に上った。（前掲 評価シート（4）業務実績 第2の2.②社会保険病院等を除く年金福祉施設等 参照） Ⅱ. 社会保険病院等 （9）社会保険病院等の譲渡 【健康保険岡谷塩嶺病院】 - 平成 15 年以降、岡谷市が市立岡谷病院（以下「岡谷病院」）との経営統合に着手しており、岡谷病院に病院機能を集約したため、外来機能が廃止され、病床数も平成 20 年 10 月の出資時の 259 床から 53 床に減床となっていた。 - 平成 23 年 2 月、岡谷市において、同市が現在運営している 2 病院の機能を完全に統合させるため、平成 28 年度に新病院を開設する旨の計画が策定されたことから、同市から厚生労働省に対して譲渡要望があった。これを受けて厚生労働省から当機構に対して健康保険岡谷塩嶺病院に係る譲渡指示（平成 23 年 2 月 18 日付）が出された。 - 借地上の施設であるとともに、岡谷市に運営を委託しており、社会保険病院および厚生年金病院の譲渡に係る厚生労働大臣指示により、同市に随意契約による譲渡が可能となっていたことから、新病院建設計画を着実に推進するため、健康保険岡谷塩嶺病院の早期譲渡を求める同市の意向に配慮し、平成 23 年 3 月 31 日で同病院の譲渡を完了させた。 【社会保険小倉記念病院】 - 平成 22 年 12 月に新病院が開設することにより当機構の保有する資産を使わずに病院を運営することが可能となることから、厚生労働省より「地域医療に配慮する観点から、経営委託先である平成紫川会が、今後も民間病院として小倉記念病院の運営を継続できるよう配慮しつつ、委託契約を解除する方向で協議すること。」との指示があった。これに基づき、平成紫川会に対し、平成 23 年 3 月 31 日付けで委託契約解除に係る事前の通知を行い、平成 24 年 3 月 31 日をもって委託契約を解除することとした。																																						

中期目標	中期計画	平成２２年度計画	平成２２年度の業務の実績
			【社会保険浜松病院】 ・平成 21 年 10 月に浜松市内の医療法人が落札した社会保険浜松病院については、平成 22 年 9 月 17 日付で農地転用許可等の取得が完了したため、平成 22 年 9 月 30 日で移転用地の引き渡しが完了し、現在、移転用地で新病院の建設工事が行われている。

評価の視点等	自己評価	S	評定	S
【評価項目 5 年金福祉施設等の譲渡又は廃止】	I.社会保険病院等を除く年金福祉施設等 ・厳しい経済環境の中でも多様な買受需要の開拓を行った結果、平成 22 年度の売却額は決算ベースで 491 億円となり、売却原価に対し+190 億円 (162. 8%)、出資価格に対して+44 億円(109.9%)となった。 ・その結果、全物件の売却が完了。当機構発足以来の売却額合計は 2, 185 億円となり、売却原価比で+1, 026 億円（188. 5%）、出資価格比で+184 億円（109. 2%）となり、当機構が目標としてきた「時価を上回り売却すること」、「出資価格を毀損しないこと」を達成した。 II.社会保険病院等 ・厚生労働大臣から譲渡の指示があった健康保険岡谷塩嶺病院については、新病院建設計画を着実に推進するため、早期譲渡を求める岡谷市の意向に配慮し、短期間で同市への譲渡を完了させた。 ・社会保険小倉記念病院について、厚生労働省の指示に基づき、経営委託先である平成紫川会に対し、平成 23 年 3 月 31 日付けで委託契約解除に係る事前の通知を行い、平成 24 年 3 月 31 日をもって委託契約を解除することとした。 III.設立時からの譲渡実績 平成 22 年度までの社会保険病院等を含めた全譲渡施設数は 302 施設、売却額合計は 2, 221 億円となり、売却原価比で+1, 048 億円（189. 3%）、出資価格比で+206 億円（110. 2%）となった。		【委員会としての評定理由】	
【数値目標】 ○年金福祉等施設の譲渡に当たっては、総額で売却原価比 100%以上の価格で譲渡する。	実績：○ 平成 22 年度の売却額は 491 億円であり、売却原価対比+190 億円 (162. 8%)である。当機構設立時からの売却額合計では 2, 185 億円となり、売却原価比+1, 173 億円（189. 3%）である。		○年金福祉施設等（病院を除く）に関すること。 不動産市況が低迷する中にあっても、平成 22 年度においては、売却原価比で約 1.6 倍を確保するとともに、出資価格を上回る売却額を確保し、全物件の売却が完了した。 施設整理機構発足以来の売却額合計は 2,185 億円となり、売却原価比で+1,026 億円（188.5%）、出資価格比で+184 億円（109.2%）とといった、施設整理機構が目標としてきた○時価を上回り売却すること、○出資価格を毀損しないことを達成したことは、大いに評価できる。 また、単に施設譲渡の目標を達成しただけではなく、雇用と公共性への配慮も行い、その結果、事業継続施設は 74%、雇用継続施設は 72%となっていることは、評価に値するものと言える。 ○社会保険病院等に関すること。 厚生労働省から譲渡指示を受けた社会保険浜松病院及び岡谷塩嶺病院の譲渡に、地元自治体の意向に配慮し、地域医療に貢献できる譲渡が行われたことは、評価できる。	
【評価の視点】 ○年金福祉施設等の譲渡の見通しを年度計画で示し、各事業年度終了時に進捗状況を勘案して法人として業績を評価し、次事業年度以降の業務に反映したか。	実績：○ 平成 22 年度の売却額は 491 億円となり、売却原価に対し+190 億円 (162. 8%)、出資価格に対して 44 億円(109.9%)の実績となった。平成 22 年度をもって、社会保険病院等を除く全年金福祉施設等の売却が完了し、売却額合計は 2, 185 億円、売却原価比で+1, 026 億円（188. 5%）、出資価格比で+184 億円（109. 2%）となった。		【各委員の評定理由】 ○年金福祉施設等（病院を除く）に関すること。 ・平成 2 2 年度の売却においても、時価を上回る売却で出資価格を毀損しないことの目標をクリアし、全物件の売却を着実に完了させた。 ・譲渡に当たっては、公正性・透明性が確保されており、その実績は高く評価されるものである。 ・売却減価比 1， 0 4 8 億円のプラス、出資価格比で 2 0 6 億円のプラスという設立時以後の成果は正に特筆に値するものである。 ・譲渡完了と同時にサンテール千葉について、入居者の利便も十分に図った。 ・この 2 つの同時達成は、極めて高く評価できる。 ・数値目標を大幅に上回る売却が達成された。 ・サンテール千葉について、入居者に不利益が生じないように配慮した。また、雇用継続への配慮も十分に図られた。 ・年金福祉施設は累計で 2 1 8 5 億売却した。 ・売却益は売却原価比で 1 0 2 6 億、出資価格比では 1 8 4 億となった。 ・競争入札で売却し公正に行った。	
○年金資金等の損失を最小化するという考え方に立ちつつ、多様な譲渡方法を通じ、施設譲渡の促進など事業の効率化、適正化が図れたか。	実績：○ 平成 22 年度も、引き続き地方公共団体の支援取り付け等による付加価値の向上に一段と注力するとともに、マーケティングを強化し、不動産市況の低迷の影響を最小限に留めた施設譲渡を実現した。			
○年金福祉施設等の譲渡により生じた収入は、当初予算と比較して適切であったか。（後掲）	実績：○ 施設譲渡収入と予算の比較は、後掲 評価シート（9）第 3 予算、収支計画及び資金計画の自己評価の部分 参照。			
○各事業年度における譲渡施設の選定は、各施設の経営実績、今後の経営見通し及び建物の老朽度等を総合的に勘案した適切なものとなっていたか。	実績：○ 平成 22 年度については、未売却施設全件を譲渡施設として選定した。			

評価の視点等	自己評価	－	評価	－	
○譲渡する施設名、競争執行の場所及び日時を官報で適切な時期に公告したか。公告時期の設定については、委託先公益法人等における清算業務や従業員の雇用への配慮が十分であったか。	実績：○ 譲渡する施設の施設名・入札日時等については、全て官報及び機構ホームページに開示した。また、譲渡する施設については、公告日、入札日、営業停止日、引渡し日等のスケジュールを委託先公益法人と調整の上、円滑な営業引継ができるようなスケジュールを策定した。施設の営業停止から引渡しまで 4 週間程度の時間を確保し清算業務に支障を来たすことのないよう配慮を行うとともに、落札者決定から引き渡しまでの間に雇用に係る面談が行えるように契約後、早期に事業引継に関する買受者と委託先公益法人と協議の場を設けた。なお、特別会計の清算等に伴い、166 億円の清算剰余金を確保している。		・売却後も公序良俗に反するかどうかチェックもしている。 ・事業継続率 7 4 %、雇用継続率 7 2 %を達成した。 ・行政との密接な打ち合わせ（面談）がよく見える。 ・7 0 %以上の事業継続がされた。雇用も 7 2 %が継続された。 ・雇用の継続等の厳しい条件の中で、全施設の譲渡を適切に行いこれを完了した。 ・すべての施設の売却を完了させ、売却原価および出資価格を上回る売却益を実現した。		さらに、譲渡の際には雇用の維持も配慮がなされ、一部採用も含めて 72%の施設で雇用が継続された。 ○社会保険病院等に関すること。 ・岡谷塩嶺病院、社会保険浜松病院について、個別の実情を踏まえて適切に譲渡した。 ・譲渡に関し十分な配慮がなされている。 ・厚生労働省の指示により岡谷病院、浜松病院を売却した。 ・統一基準の財務諸表、財務調査、科目別収支モデル計算を導入したがこのデータが十分活用されたのかは将来を見守りたい。 ・22 年 10 月以降は病院の管理運営にシフトしている。地域医療機能維持を求められているのはわかるが。 ・データベースから不採算病院の廃止等の提言があってもよかったのではないかと。 ・地方公共団体との意向を確認している。 ・譲渡対象病院については、適切に処理を行った。 ・健康保険岡谷塩嶺病院については、速やかに譲渡手続きを完了させた。
○施設の譲渡に当たり、一般競争入札で適切に行ったか。	実績：○ 借地上の建物である健康保険岡谷塩嶺病院以外はすべて、一般競争入札により適切に行った。				
○入札において不落となった施設及び買受需要が低いなど売却が困難な施設について、売却のために具体的な方策を講じたか。	実績：○ マーケティング活動を強化した結果、過年度に不落・不成立となった 3 施設も含め、22 年度中に全施設の売却を完了した。				
○一定期間施設の中心的な機能の維持が適当とされた施設について、適切な条件により譲渡を行ったか。	実績：○ 平成 22 年度においては、一定期間施設の中心的な機能の維持が適当とされた施設のうち老人ホーム 2 施設についてそれぞれ譲渡条件を付して入札を行った。 また、平成 22 年 1 月に出資された終身利用型老人ホーム（厚生年金サnteール千葉）については、落札者が入居契約上の地位を承継することにより、入居者の施設の終身利用権を担保することを主な譲渡条件として入札を実施した。 なお、平成 21 年度に譲渡条件を付して譲渡した施設について実査を行った。				
○譲渡条件を付して譲渡した施設又は譲渡しようとする施設について、当該譲渡条件及びこれを付す際の判断基準（一定期間の目途、中心的な機能の実質的内容、地域医療への貢献等、入居者への配慮等）は妥当であったか。	実績：○ ・譲渡条件を付して入札を実施した施設については、譲渡条件を理解した入札参加者により落札され円滑な事業継続が図られており、譲渡条件及びその判断基準は妥当なものであったと判断している。 ・譲渡条件を付して売却した施設については、年度ベースで履行状況調査を行っており、利用者等からのクレーム等もなく、譲渡条件は適正に遵守されている。				
○施設の譲渡に当たり、不動産鑑定評価の手法に基づく適正な譲渡価格を設定したか。	実績：○ ・平成 18 年度から引き続き最低売却価格の全件開示（病院を除く）を実施した。 ・最低売却価格については不動産鑑定評価の手法に基づき機構のマーケティングにより把握した市場動向を反映するとともに、理事長が実地調査した上で設定した。				
○施設の譲渡の対価の支払いは、原則として即時支払（施設の引渡しの日）であったか。	実績：○ 地方公共団体に譲渡した広島厚生年金会館及びサンヒル柏原については支払方法の弾力化を認めたが、それ以外の施設については、引渡実施日迄の決済残金振込により対価を受領した。				
○施設の譲渡の対価の支払いで、未収となっているものはないか。	実績：○ 支払方法の弾力化を認めた広島市及び柏原市を除き、施設譲渡の対価の支払いにおいて未収金はない。				

評価の視点等	自己評価	－	評価	－
○老人ホームの譲渡又は廃止に当たり、入居者に対して、具体的な配慮がなされたか。	実績：○ ・機能維持期間を5年とし、引渡時の入居条件を1年間維持することを条件として譲渡を行った。 ・平成22年1月に出資された終身利用型老人ホーム（厚生年金サnteール千葉）については、落札者が、施設運営者である厚生年金事業振興団の入居契約上の地位を継承することにより、入居者の施設の終身利用権を担保することを条件として譲渡を行った。（詳細は後掲 評価シート（14）業務実績 第7の6．終身利用型老人ホームの譲渡に関する事項 参照）			
○施設の譲渡に当たり、施設の買受者に対し、委託先公益法人の従業員の雇用を依頼したか。	実績：○ 買受先の確保の段階において、事業継続を行うことを表明している買受検討者に対しては、事前に委託先公益法人等の従業員の再雇用を依頼した。 また、落札者が事業継続を予定している場合には、原則契約時から折衝を開始し、従業員の再雇用に向けた面接の機会等を設定することに注力し、施設再開に時間を要する場合を除き雇用の確保が概ね実現した。			
○施設の譲渡又は廃止に当たり、当該施設の譲渡又は廃止に関する情報を厚生労働省職業安定局を通じて公共職業安定所等に提供したか。	実績：○ 施設の廃止に伴って、厚生労働省職業安定局を通じて公共職業安定所等へ情報提供を行った。			
○上記の取組により、委託先公益法人等の従業員の雇用に適切な配慮がなされたか。	実績：○ 上記取組みにより、譲渡時に従業員のいた258施設の内、一部採用も含め、187施設（72％）の施設において雇用が継続された。			
○施設の譲渡又は廃止に当たり、各施設が所在する地域の地方公共団体と事前に適切に相談を行ったか。	実績：○ ・施設の譲渡に当たっては全ての地方公共団体に対し、意向確認を行うとともに支援策等を要請し、固定資産税減免等支援策実施の表明があった施設は53施設に上った。 ・固定資産税減免等の支援策を得た53施設の内46施設については地方公共団体の意向に沿った用途となっている。（前掲 評価シート（4）業務実績 第2の2. ②社会保険病院等を除く年金福祉施設等 参照）			
○また、その結果について、買受者を募る際に適切に情報提供を行ったか。	実績：○ 上記の結果については、物件概要書に地方公共団体の支援等に係る情報を開示することにより買受希望者に情報提供を行った。			
○厚生労働大臣から指定された社会保険病院等の譲渡について、地域医療が損なわれることのないよう十分配慮して適切に譲渡を行ったか。	実績：○ ・厚生労働大臣から譲渡の指示があった健康保険岡谷塩嶺病院について、新病院建設計画を着実に推進するため、早期譲渡を求める岡谷市の意向に配慮し、短期間で同市への譲渡を完了させた。 ・社会保険小倉記念病院について、厚生労働省の指示に基づき、経営委託先である平成紫川会に対し、平成23年3月31日付けで委託契約解除に係る事前の通知を行い、平成24年3月31日をもって委託契約を解除することとした。 ・社会保険浜松病院については、平成22年9月17日付で農地転用許可等の取得が完了したため、平成22年9月30日で移転用地の引き渡し完了し、現在、移転用地で新病院の建設工事が行われている。			

評価シート（6）

中期目標	中期計画	平成２２年度計画	平成２２年度の業務の実績
２ 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全 （１）運営に当たっての基本方針 年金福祉施設等の資産価値を保全し、円滑かつ有益な譲渡を行うため、効率的な経営及び効果的な運営に努めること。 また、必要に応じ、年金福祉施設等の資産価値を高めるための方策を講じること。 社会保険病院等については、地域の医療体制を損なうことのないように配慮すること。 （２）施設の管理 ① 施設の管理については、適切な維持管理に努めること。 ② 施設整備については、緊急災害時の復旧等に必要なものについて、費用対効果や機構全体の財務を総合的に勘案し、必要最小限の措置を講じること。 ③ 施設機能の維持管理のためのその他の整備を行う場合には、委託先公益法人等の負担において行わせること。	２ 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全 （１）運営に当たっての基本方針 年金福祉施設等の資産価値を保全し、円滑かつ有益な譲渡を行うため、効率的な経営及び効果的な運営を行う。 また、必要に応じ、年金福祉施設等の資産価値を高めるための方策を講じる。 社会保険病院等については、地域の医療体制を損なうことのないように配慮する。 （２）施設の管理 ① 施設の管理については、適切な維持管理に努める。 ② 緊急災害等による被害を受けた施設や被保険者等の安全な利用等に支障を生じるおそれのある施設の復旧等については、当該施設の経営状況、費用対効果及び機構全体の財務を総合的に勘案し、必要最小限の措置を講じる。 ③ 施設機能の維持管理のためのその他の整備を行う場合には、委託契約において定めることにより、委託先公益法人等の負担において行わせる。	４ 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全 （１）運営に当たっての基本方針 年金福祉施設等の資産価値を保全し、円滑かつ有益な譲渡を行うため、効率的な経営及び効果的な運営を行う。 また、必要に応じ、年金福祉施設等の資産価値を高めるための方策を講じる。 社会保険病院等については、地域の医療体制を損なうことのないように配慮する。 （２）施設の管理 ① 施設の管理については、適切な維持管理に努める。 ② 緊急災害等による被害を受けた施設や被保険者等の安全な利用等に支障を生じるおそれのある施設の復旧等については、当該施設の経営状況、費用対効果及び機構全体の財務を総合的に勘案し、必要最小限の措置を講じる。 ③ 施設機能の維持管理のためのその他の整備を行う場合には、委託契約において定めることにより、委託先公益法人等の負担において行わせる。	４ 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全 （１）運営に当たっての基本方針 ・社会保険病院等については、平成 14 年度以降保険料財源による整備が行われていないことから、一部の病院については財務状況等により必要な機能維持整備が行われておらず、地域の医療体制が損なわれる懸念があることから、一定のルールのもとアドバイザー意見も参考にしたうえで当機構負担による施設整備を実施している。 ・各施設より毎年度の実績報告を徴求し、それに基づき民間ベースの決算への引き直し及び経営改善後の期待キャッシュフローを策定している。それにより、事業価値の向上に向けた自助努力を促した。 ・不動産としての価値向上及び譲渡環境整備のため不動産関係の支障の解消を行っている。 （２）施設の管理 【資産価値の保全】 ・財務状況等から必要な機能維持整備が行われていない一部の病院について、地域医療への配慮及び資産価値保全の観点から、アドバイザーを活用し、熱源機器の更新・空調設備の更新・外壁補修・屋上防水補修等整備項目を決定の上、当機構の費用負担による整備を実施している。 ① 平成 21 年度に選定した 16 病院について、平成 22 年 9 月までに総額 24.7 億円の整備工事を実施した。 ② 当機構の存続期間が 2 年延長されたことに伴い、新たに総額 66 億円の整備計画を策定した。 i) 19 病院を対象に、機能維持整備計画を策定し、設計業務の入札準備に着手した。 ii) 建物の耐震性に問題がある 6 病院について、厚生労働省の方針に基づき、耐震診断及び耐震補強設計に着手した。 ・3 月 11 日に発生した東日本大震災により大きな被害を受けた仙台市内所在の病院に対しては、当座の病院機能の復旧、患者・職員に対する安全の確保といった観点から、当機構の費用負担により直ちに復旧工事に着手した。 ・その他の震災被害の報告があった病院については、被害状況を把握のうえ、必要な措置を講じることとしている。 【資産の管理】 ① 資産管理の観点から、施設利用者の安全な利用等に支障を生じるおそれのあるもの等、必要最小限の整備について、当機構負担による施設の整備を実施。 - 整備件数：35 件（うち福祉施設分 20 件） - 金額：2.7 億円（うち福祉施設分 2.5 億円） ② 当機構保有の物品についても、廃棄や管理換につき当機構の承認を経る取扱いとし、施設備付の物品管理簿と機構の物品リスト及び現物との突合確認を行うことにより、そのチェックを行う体制としている。 - 廃棄件数：447 件（病院等分） - 管理換件数：1 件（病院等へ供用） ③ 社会保険病院等で国からの出資に伴う所有権移転登記が未実施の全施設について、登記手続きを完了した。 ④ 施設機能の維持管理のためのその他の整備については、当機構の承認に基づき、委託先の負担において実施。 - 承認件数：病院等分 20 件 - 金額：病院等分 305 億円

中期目標	中期計画	平成 2 2 年度計画	平成 2 2 年度の業務の実績
（３）運営の停止等 経営実績、経営見通し、建物の老朽度等を総合的に勘案し、経営を継続することが不適切と認められる施設については、早急に運営を停止すること。 運営停止後の年金福祉施設等については、譲渡を行うまでの間、資産価値が減じないよう適切な維持管理に努めること。	（３）運営の停止等 経営実績、経営見通し、建物の老朽度等を総合的に勘案し、経営を継続することが不適切と認められる施設については、早急に運営を停止する。 運営停止後の年金福祉施設等については、譲渡を行うまでの間、資産価値が減じないよう適切な維持管理を行う。	（３）運営の停止等 経営実績、経営見通し、建物の老朽度等を総合的に勘案し、経営を継続することが不適切と認められる施設については、早急に運営を停止する。 運営停止後の年金福祉施設等については、譲渡を行うまでの間、資産価値が減じないよう適切な維持管理を行う。	（３）運営の停止等 経営を継続することが不適切と認められる施設については、各年度の譲渡計画に織り込み、早期に売却に着手し譲渡を完了した。 なお、落札者決定以前に運営を停止した施設については、譲渡を行うまでの間、資産価値が減じないよう管理委託を実施し、適切に維持管理を行った。 管理委託実施施設：二子玉川スポーツセンター 札幌健康づくりセンター
（４）社会保険病院等 社会保険病院等が引き続き地域医療に貢献できるよう、病院の経営状況・資産状況の把握等を通じ、適切な運営に努めること。	（４）社会保険病院等 社会保険病院等が引き続き地域医療に貢献できるよう、病院の経営状況・資産状況の把握等を通じ、適切な運営に努める。	（４）社会保険病院等 社会保険病院等が引き続き地域医療に貢献できるよう、病院の経営状況・資産状況の把握等を通じ、適切な運営に努める。	（４）社会保険病院等 ① 財務調査の実施 ・社会保険病院等の財務諸表は、その作成基準が委託先公益法人毎・個別病院毎で異なっており、統一的な基準で把握する必要があること。 ・保険料財源による施設整備を行わないことを前提とした場合、将来の建替え資金を捻出するためには、当機構保有資産にかかる減価償却負担を個別病院毎の財務諸表において費用認識する必要があることから、当機構保有資産の再調達原価（平成 22 年度末不動産鑑定評価書記載の再調達原価）に基づき減価償却累計額・年間要償却額を算定する必要があること。 ・病院保有不動産についても把握し、当機構資産を含めた病院全体としての、簿価・時価を把握する必要があること。 等から、財務調査を実施し、平成 22 年 3 月期の委託先公益法人作成の財務諸表を基に、統一的な基準で当機構資産を含めた実態ベースの合算貸借対照表（簿価基準及び時価基準）及び合算損益計算書（簿価基準）を作成した。また、施設間、委託先公益法人本部・施設間の内部取引を相殺した委託先公益法人全体の連結財務諸表を作成、統一的な基準に基づく基礎データを整備し、個別病院等の分析に着手した。 ② 不動産調査の実施 財務調査に伴い、当機構保有不動産だけでなく病院保有不動産についても詳細を把握できたことから、不動産調査を実施し、物件確認、不動産支障の把握、土地・建物の利用状況等を把握し、基礎データを整備した。 ③ 診療科別収支の計算モデルの作成 経営状況の把握と将来の経営管理手法の確立のため、財務諸表および職員数等の既存データにより簡易に診療科別収支の計算が可能なモデルを作成した。 ④ 財務内容と老朽度に基づく施設整備計画の策定 前掲 業務実績 第 2 の 4.（2）施設の管理 【資産価値の保全】参照

評価の視点等	自己評価	S	評価	S
【評価項目 6 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全】	・社会保険病院等については、財務、不動産の両面から調査を実施し、経営状況・資産状況の把握を通じ、引き続き地域医療に貢献できるよう、適切な運営に努めた。 ・委託先の自主整備に加え、財務状況等の理由から自主整備が十分に実施されていない病院の機能維持整備や建物の耐震性に問題がある病院の耐震診断・耐震補強設計を当機構の費用負担により行った。また、東日本大震災の被災病院に対する復旧工事についても、当機構の費用負担により直ちに着手した。 ・年金福祉施設等の資産価値を保全し、円滑かつ有益な譲渡を行うため、従来、公共施設の譲渡においては行われていない経営改善可能性情報の提供、不動産支障の解決、劣化機能の改善、廃止施設の維持管理等、各種の対策を幅広く実施した。		【委員会としての評定理由】 財務調査及び不動産調査によって得られた基礎データを整備するとともに、財務内容と老朽度に基づく施設整備計画を策定し委託先の自主整備が十分に実施されていない病院の機能維持整備や建物の耐震性に問題がある病院の耐震診断等を行い資産価値の保全を行うとともに地域医療を維持したことは大いに評価できる。 また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の対応についても、直ちに被災状況を把握し、迅速に被災病院の復旧工事に着手したことは高く評価できる。	
【数値目標】			【各委員の評定理由】 ・施設の管理について、適切に行われた。 ・地域の医療体制を維持するために、機能維持のための整備工事を実施するなど資産価値の保全を行った。また、東日本大震災の被害対応を迅速に行った。 ・売却完了、売却したものについて特に問題は無い。 ・不動産、病院機能の保全を十二分に図っている。特に自主財源を確保しつつ整備を行ったことは、特筆すべき。 ・年金福祉施設等（病院を除く）については、中期計画を達成しているものの、売却・譲渡が中心であり、計画を上回っているものではない。 ・収支計算モデルの開発を特筆すべき成果であると判断した。 ・年度実績の報告について民間ベースの決算の引き継ぎをした。 ・期待キャッシュフローを策定し価値向上に向けた自助努力を促した。 ・運営停止後の施設は譲渡までの間管理委託を実施し維持管理した。 ・地域の医療体制が維持された。 ・従来どおり年金福祉施設等（病院を除く）については、適切に資産価値の保全を行い、対象施設の売却を完了した。但し、当期間における業務ウエイトは小さい。 ・各病院の不動産関連データを整備し、個別病院について、必要な耐震等の工事を迅速に行った。また、合算財務諸表等基礎的データの作成を迅速に行い、施設の運営及び資産価値の保全のための条件整備を適切に行った。 ・病院のキャッシュフロー分析など、厳密なる経営分析、財務分析が実施されている。また、病院の価値を保全するために、経費削減目標の制約がある中で、空調設備の更新等、円滑な医療サービス提供を達成させるための保全活動が実施された。 ・必要な機能維持の観点から 1 6 病院は整備工事を実施した。 ・1 9 病院については機能維持整備計画を策定した。 ・耐震問題のある 6 病院は耐震診断、耐震補強設計を行った。 ・大震災の仙台病院は直ちに復旧工事を実施した。 ・国からの所有権移転登記が未実施のものについては登記を完了した。 ・統一基準の財務諸表、財務調査、収支計算モデル等を導入した。しかし運営へのシフトがあり、Aとする。	
【評価の視点】 ○年金福祉施設等の資産価値を保全し、円滑かつ有益な譲渡を行うため、効率的な経営及び効果的な運営を行ったか。 必要に応じ、年金福祉施設等の資産価値を高めるため、具体的な方策を講じたか。	実績：○ ・各施設から徴求した年度実績の報告を基に民間ベースの決算への引き直し及び経営改善後の期待キャッシュフローを策定し、事業価値向上に向けた自助努力を促した。 ・必要に応じ施設の支障を解消し資産価値の向上に努めた。			
○施設の管理について、適切な維持管理を行ったか。	実績：○ 委託先の自主整備に加え、財務状況等の理由から自主整備が十分に実施されていない病院の機能維持整備や建物の耐震性に問題がある病院の耐震診断・耐震補強設計を当機構の費用負担により行った。また、東日本大震災の被災病院に対する復旧工事についても、当機構の費用負担により直ちに着手した。			
○経営実績、経営見通し、建物の老朽度等を総合的に勘案し、経営を継続することが不適切と認められる施設については、早急に運営を停止したか。	実績：○ 経営を継続することが不適切と認められる施設については、各年度の譲渡計画に織り込み、早期に売却に着手し譲渡を完了した。			
○運営停止後の年金福祉施設等については、譲渡を行うまでの間、資産価値が減じないよう適切な維持管理を行ったか。	実績：○ 落札者決定以前に運営を停止した施設については、譲渡を行うまでの間、資産価値が減じないよう管理委託を実施し、適切に維持管理を行った。			
○社会保険病院等の整備について費用対効果や機構全体の財務を総合的に勘案し、地域の医療体制を損なうことのないよう必要最小限の措置を講じたか。	実績：○ 平成 21 年度に選定した 16 病院に対する機能維持整備工事を完了した。また、当機構が 2 年間延長になったことに伴い、新たに総額 66 億円の整備計画を策定。当機構の費用負担により、19 病院を対象とする機能維持整備計画を策定し、設計業務の入札準備に着手するとともに、厚生労働省の方針に基づき 6 病院の耐震診断及び耐震補強設計に着手した。			
○社会保険病院等が引き続き地域医療に貢献できるよう、社会保険病院等の経営状況・資産状況の把握等を行ったか。	実績：○ ・財務調査を実施し、委託先公益法人作成の財務諸表を基に、統一的な基準で当機構資産を含めた実態ベースの合算貸借対照表（簿価基準及び時価基準）及び合算損益計算書（簿価基準）を作成した。また、施設間、委託先公益法人本部・施設間の内部取引を相殺した委託先公益法人全体の連結財務諸表を作成、統一的な基準に基づく基礎データを整備し、個別病院等の分析に着手した。 ・不動産調査を実施し、当機構保有不動産、病院保有不動産の物件確認や不動産支障、土地・建物の利用状況等について把握し、基礎データを整備した。 ・経営状況の把握と将来の経営管理手法の確立のため、財務諸表および職員数等の既存データにより簡易に診療科別収支の計算が可能なモデルを作成した。 ・前掲 業務実績 第 2 の 4.（2）施設の管理 【資産価値の保全】 参照			

中期目標	中期計画	平成 2 2 年度計画	平成 2 2 年度の業務の実績
3 買受需要の把握及び開拓 譲渡対象施設に係る買受需要を把握するとともに、多様な買受需要を開拓するため、地方公共団体及び民間企業等から広範に情報収集を行うこと。	3 買受需要の把握及び開拓 譲渡対象施設に係る買受需要を把握するとともに、多様な買受需要を開拓するため、地方公共団体及び民間企業等から広範に情報収集を行う。	5 買受需要の把握及び開拓 譲渡対象施設に係る買受需要を把握するとともに、多様な買受需要を開拓するため、地方公共団体及び民間企業等から広範に情報収集を行う。 また、買受需要と併せ、個別の施設事業の経営改善及び複数施設による連携のとれた事業展開等による資産価値の評価について情報収集を行う。	5 買受需要の把握及び開拓 買受人の発掘、開拓を自ら行うことが当機構の大きな特色であり、平成 22 年度においても、引き続き、その方針に基づきマーケティングを実施した結果、全ての施設の譲渡を完了した。 低迷が続く経済環境という逆風の下、厳しいマーケティング活動を強いられたものの、全ての施設について個別に譲渡する方針とし、地元自治体との粘り強い折衝による連携強化、民間の発想を最大限に生かした企画提案型の買受者開拓等、機構が持つ全てのノウハウを結集、文字通り総力戦を展開した。結果、全ての施設の譲渡を完了し、平均入札参加者数も 5.2 者と前年度を大きく上回った。 (1) 譲渡に至るまでに、買受希望者のマーケティング、購入用途別の入札見込額の把握、各地方公共団体への支援策の依頼、雇用継続見込みの把握等を行い、これらに関して一定の目処がついた時点で入札公告を行った。公告後は、売却業務委託業者と共に幅広いマーケティング活動を展開し、落札者決定後は、事業及び雇用の継続状況の確認、利用状況の把握を行った。 (2) マーケティング活動には広範囲での情報収集が不可欠であり、金融機関、地元有力企業、地方公共団体、売却業務委託先等を活用し、情報収集に努めた。 (3) 厳しい経済環境下、平成 22 年度に残った譲渡対象物件は、前年度不成立となった民間ベースでは有効活用が難しく採算の厳しい大規模施設や、地方に点在する宿舍等の小型物件であり、それらが混在する中、マーケティングは苦戦を強いられた。そのため、地元自治体との粘り強い折衝による連携強化を図ると共に、特に現況建物の有効活用を図るべく民間の発想を最大限に生かした企画提案型の買受者開拓等、機構が持つ全てのノウハウを結集し、従来の担当に拘泥することなく、文字通り総力戦を展開した。 (4) 平成 22 年度をもって、全 300 施設、419 物件の売却が完了した。売却が困難な地方・不採算の施設から売却に着手した当機構の方針は適切であった。

評価の視点等	自己評価	S	評価	S
【評価項目 7 買受需要の把握及び開拓】	地元自治体との粘り強い折衝による連携強化を図ると共に、特に現況建物の有効活用を図るべく民間の発想を最大限に生かした企画提案型の買受者開拓等、機構が持つ全てのノウハウを結集し、従来の担当に拘泥することなく、文字通り総力戦を展開した。		【委員会としての評定理由】 地元自治体との粘り強い折衝による連携強化や民間の発想を最大限に生かし現況建物の有効活用を提案した企画提案型の買受者開拓等、施設整理機構が持つ全てのノウハウを結集した総力戦によるマーケティング活動を行った結果、高い競争性を生み出し、平均入札参加者数が 5.2 者と前年度の 3.0 者を大きく上回ったことは、評価に値する。	
【数値目標】				
【評価の視点】 ○譲渡対象施設に係る買受需要を把握するとともに、多様な買受需要を開拓するため、地方公共団体及び民間企業等から広範に情報収集を行ったか。	実績：○ ・従来の担当に拘泥することなく、文字通り総力戦を展開し、幅広い買受希望者の発掘に努めた。 ・地元自治体との粘り強い折衝による連携強化を図ると共に、特に現況建物の有効活用を図るべく民間の発想を最大限に生かした企画提案型の買受者開拓等、機構が持つ全てのノウハウを結集し、マーケティング活動に注力した結果、平均入札参加者数は 5.2 者と前年度を大きく上回った。		【各委員の評定理由】 ・採算の厳しい物件のマーケット開拓に当たり、地方公共団体及び民間企業等から広範な情報収集を行った。 ・これまでのノウハウを活用した総力戦により全施設譲渡にこぎつけた労を多としたい。 ・企画提案型マーケティングを行い、その結果として施設の完売を達成したことは特筆すべき。 ・マーケティング活動が適切に実施された。 ・買い受け希望者のマーケティング、入札見込額の把握を実施した。 ・地方公共団体への支援策の依頼をした。 ・雇用継続見込みの把握に努めた。 ・採算に厳しい大型案件や地方の小型案件も売却できた。 ・売却困難と思われた物件を全件売却した。 ・年金福祉施設について、引き続き買受需要の調査を徹底して行い、入札参加者も増加した。 ・過去の入札者への個別アプローチを展開するなど、きめ細かなマーケティング活動が実施された結果、厳しい不動産市況のなかですべての施設譲渡を完了させた。	
○買受需要と併せ、個別の施設事業の経営改善及び複数施設による連携のとれた事業展開等による資産価値の評価について適切に情報収集を行ったか。	実績：○ 施設毎に経営改善計画を策定し、事業価値の引上げに努力するとともに、その状況についてマーケティング資料により情報提供を行っており、その内容について買受希望者から高い評価を得ている。			

中期目標	中期計画	平成 2 2 年度計画	平成 2 2 年度の業務の実績
4 情報の提供 （１）機構の運営状況に関する情報提供 機構の事業実績、財務状況等の運営状況に関する情報を積極的に提供すること。			

評価の視点等	自己評価	S	評価	S
【評価項目 8 情報の提供】	・機構としては、開示可能な情報は可能な限り開示し、透明性確保に努めている。 ・平成 22 年 8 月に社会保険病院等を除く 300 施設の年金福祉施設等の譲渡が完了したことから、譲渡実績や売却業務において当機構が注力した点を総括して記者発表するとともにホームページ上で公表した。 ・年金福祉施設等 300 施設について所有権移転登記が完了したことから、平成 23 年 1 月に年金福祉施設等 300 施設について、入札日、施設名、落札者名、売却額、予定価格、不動産鑑定価格、出資価格、事業収支（赤字・廃止）につき記者発表するとともにホームページ上で公表した。			【委員会としての評定理由】 平成 22 年 8 月に社会保険病院等を除く年金福祉施設等 300 施設の全物件の譲渡完了に係る総括を記者発表するとともにホームページ上で公表し、平成 23 年 1 月に入札参加者数を除く入札関係情報を記者発表するとともにホームページ上で公表した。 これは、これまでの公的資産の譲渡に係る公表には前例がなく、大きく踏み込んだものであり、また、施設整理機構が公的資産売却に係るノウハウを蓄積・整理し、国や独立行政法人等にきめ細やかな情報の提供を行ったことは、社会的にも非常に価値のある財産になるものであり大いに評価できる。
【数値目標】				
○譲渡の対象となる年金福祉施設等及びその運営に関する次の情報について、ホームページの活用その他の複数の手段により、積極的かつ適切に情報提供を行ったか。 ① 譲渡を予定する施設等に関する所在地、地目、面積、用途地域等の情報 ② 入札に係る公告 ③ 公開基準に基づく入札結果に係る情報 ④ 施設に係る収支状況、利用状況等の情報	実績：○ ・入札に係る情報を官報、ホームページに掲出するほか、地方紙連合会への情報提供を実施した。 ・平成 22 年 8 月に社会保険病院等を除く 300 施設の年金福祉施設等の譲渡が完了したことから、譲渡実績や売却業務において当機構が注力した点を総括して記者発表するとともにホームページ上で公表した。 ・年金福祉施設等 300 施設について所有権移転登記が完了したことから、平成 23 年 1 月に入札参加者数を除く入札関係情報を記者発表するとともにホームページ上で公表した。			【各委員の評定理由】 ・300 施設の全件について、R F O が注力した事項について、総括して記者発表するとともにホームページで公表している。 また、3 0 0 施設について、詳細な内容を公表し、透明性を高めた取組は特筆に値する。 ・他の度立行政法人へのコンサル的活動を行ったことは、当機構の外部評価が高いことを表している。
○施設の譲渡手法に係る外部からの照会等に対して積極的に情報提供を行ったか。	実績：○ 国や独立行政法人等より施設の譲渡手法等に関し計 15 件の照会が有り、原則、面談により、きめ細やかな情報提供を行った。			・全件開示を行った点は、高く評価される。 ・ホームページの有効活用は評価できる。 ・機構の運営状況に関する情報、契約方法に関する情報等を H P で公開。 ・入札案件に関する情報（所在地、地目、面積、用途地域等）を H P で公開した。 ・3 0 0 施設完了後は落札者名、売却額、予定額、鑑定価格、出資価格、事業収支等を H P に公表。 ・施設については評価したい。。 ・しかし病院について情報提供していくことは一工夫あってもよかったのではないかな。 ・前例のない情報の開示が行われている。 ・引き続き年金福祉施設についての情報開示を行った。特に譲渡が完了した時点で、落札者名、売却額等詳細な情報の開示を行った。 ・譲渡物件の入札等の情報の公開だけではなく、譲渡のノウハウの情報提供も行った。300 ものの公的な施設の譲渡を 5 年間で完了させるという試みは恐らく前代未聞の試みであり、ノウハウの蓄積・整理・情報提供は社会的にも非常に価値ある財産になるものと考ええる。

評価シート（９）

中期目標	中期計画	平成２２年度計画	平成２２年度の業務の実績
第４ 財務内容の改善に関する事項 本目標第２で定めた事項については、経費の節減を見込んだ中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。	第３ 予算、収支計画及び資金計画 １ 予算 別紙１のとおり ２ 収支計画 別紙２のとおり ３ 資金計画 別紙３のとおり 第４ 短期借入金の限度額 １ 限度額 ２, 944 百万円 ２ 想定される理由 機構設立当初の運営経費等への対応 第５ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 機構の主たる事務所が置かれる土地及び建物についても譲渡することとする。 第６ 剰余金の使途 運営経費又は国庫納付金	第３ 予算、収支計画及び資金計画 １ 予算 別紙１のとおり ２ 収支計画 別紙２のとおり ３ 資金計画 別紙３のとおり 第４ 短期借入金の限度額 １ 限度額 ２, 944 百万円 ２ 想定される理由 機構の運営経費等への対応 第５ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 該当なし 第６ 剰余金の使途 運営経費又は国庫納付金	第３ 予算、収支計画及び資金計画 平成 22 年度の予算、収支計画及び資金計画に対する予算執行等の実績は、財務諸表及び決算報告書のとおりである。 第４ 短期借入金の限度額 平成 22 年度は短期借入を行っていない。 第５ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 該当なし。 第６ 剰余金の使途 平成 22 年度における剰余金（収入－支出）の使途は、翌年度以降の運営経費である。（国庫納付金は東日本大震災により被害を被った病院の災害復旧経費所要額が不明のため、中期計画予算の見直しも視野に入れ留保している。）

評価の視点等		自己評価	S	評定	S
【評価項目 9 予算、収支計画及び資金計画 短期借入金の限度額】		施設譲渡により生じた収入が予算 416 億円に対して実績 496 億円で予算対比+80 億円及び清算剰余金が予算比+59 億円と大幅に上回ったこと、経費節減を図ったことにより総利益は 235 億円と予算を+237 億円上回った。		【委員会としての評定理由】 譲渡収入は、予算 416 億円に対して実績 496 億円で予算対比+80 億円と大幅に上回ったこと、及び経費節減を図ったことにより総利益は 235 億円と予算を 237 億円上回った点は厳しい経済環境を考慮しても、評価できる。	
【数値目標】				【各委員の評定理由】 ・施設譲渡で予算対比で 8 0 億円のプラスを計上し、清算剰余金についても予算比 5 9 億円のプラスと大きな成果をあげた。 ・実績は高いが、これまでの実績から十分予測可能。 ・複数の数値目標について、実績が大きく上回っている。 ・売却予算 4 1 6 億に対し実績 4 9 6 億となった。 ・経費節減を織り込んだ中期計画に基づく予算管理は行われていると考える。 ・利益 2 3 5 億とのことだが、評価差額金 4 1 億を差し引く必要がある。 ・資金繰りは問題なかった。累計で 2000 億国庫納付した。 ・売却予算を上回る努力は大きいので S とする。 ・資金管理は適切と思われる。 ・予算を上回る譲渡額を達成し、更に経費節減により、予算を上回る利益を上げることができた。 ・譲渡益の最大化、経費削減の努力の結果 235 億円の総利益を達成させた。	
【評価の視点】 ○経費の節減を見込んだ中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うことができたか。		実績：○ 決算報告における収益の部は予算比+147 億円の 588 億円、費用の部は予算比△90 億円の 353 億円となった。その結果、総利益は 235 億円となり、予算比+237 億円となった。			
○年金福祉施設等の譲渡により生じた収入は、当初予算と比較して適切であったか。		実績：○ 施設譲渡により生じた収入は、予算 416 億円に対して実績 496 億円で予算対比+80 億円である。			
○上記のほか、予算、収支計画及び資金計画について、各費目に関して計画と実績の差異がある場合には、その発生理由が明らかになっており、合理的なものであるか。		実績：○ 予算、収支計画及び資金計画の各費目に関する差異の主な発生理由は、決算報告書記載のとおり把握しており、特段問題はない。			
○短期借入金について、借入理由や借入額等の状況は適切であったか。 ○借入金の償還は、適切に行ったか。		実績：○ 平成 22 年度において短期借入金は生じていない。			
○剰余金の使途は適切に処理されたか。		実績：○ 剰余金の使途については、翌年度以降の運営経費である。（国庫納付金は東日本大震災により被害を被った病院の災害復旧経費所要額が不明のため、中期計画予算の見直しも視野に入れ留保している。）			

評価シート（１０）

中期目標	中期計画	平成２２年度計画	平成２２年度の業務の実績
第５ その他業務運営に関する重要事項 １ 人事に関する計画 （１）方針 職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施すること。 （２）人員に関する指標 常勤職員について、その職務能力を向上させるとともに、中期目標期間中に全体として効率化を図りつつ、常勤職員数の抑制を図ること。	第７ その他主務省令で定める業務運営に関する事項 １ 人事に関する計画 （１）方針 職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施する。 （２）人員に関する指標 常勤職員について、その職務能力を向上させるとともに、中期目標期間中に全体として効率化を図りつつ、常勤職員数の抑制を図る。 （期末の常勤職員数は期初を上回らない） ２ 施設及び設備に関する計画 該当なし	第７ その他主務省令で定める業務運営に関する事項 １ 人事に関する計画 職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施する。 ２ 施設及び設備に関する計画 該当なし	第７ その他主務省令で定める業務運営に関する事項 議渡専門職の処遇に成果主義を徹底。 １．人事に関する計画 （１）職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を行い、議渡専門職員については、民間に準じ成果主義に基づく実績評価を、一般職員については、実績評価と能力評価による評価を行った。 （２）平成 21 年度末の常勤職員数は 34 名（平成 17 年度比 5.6%減）であり、既に数値目標を達成しているところであるが、平成 22 年度においては、 ① 9月末までに年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）300施設の譲渡を完了させたこと ② 法改正により当機構の存続期限が2年延長され、10月以降の当機構の業務が、厚生労働大臣から指示のあった社会保険病院等の譲渡及び社会保険病院等の運営・管理へとシフトしたこと ③ 中期目標等の改正により「社会保険病院等の経営状況・資産状況の把握等」の業務に取り組むこととされたこと など当機構の環境変化や組織の過渡的な状況を踏まえ、機動的に組織の見直しを行い、効率的な業務運営体制を構築した結果、平成 22 年度末の常勤役職員数は 31 名となった。 ２．施設及び設備に関する計画 該当なし

評価の視点等	自己評価	S	評価の視点等	自己評価	S
【評価項目 1 0 人事に関する計画】	・議渡専門職員の処遇に成果主義を徹底している。 ・機動的に組織の見直しを行い、効率的な業務運営体制を構築した結果、平成 22 年度末の常勤役職員数は 31 名となった。		【委員会としての評定理由】 法改正等による環境の変化や過渡的な状況の中にも関わらず、機動的に人員の削減を図りつつ効率的な体制を確立し、成果主義の導入など職員のモチベーションを確保した点は大いに評価できる。		
【数値目標】	【数値目標】		【各委員の評定理由】 ・機構を取り巻く大きな環境変化に適切に対応している。 ・人員削減についても尽力している点評価できる。 ・業務内容変更に合わせて十分適切に変えてきている。 ・組織の過渡的対応がよくなされている。 ・業務の変化に応じた人員体制の整備を迅速かつ適切に行った。 ・内部人事管理についても適切に行っている。 ・職員数削減の目標が達成されるとともに、組織の業務内容が大幅に変更されたことを受けて、柔軟な人員配置の調整も行われている。 ・中期計画の内容を上回るものの、自己評価（S）を認める特筆すべき事項は見いだせないため、A評価とした。 ・議渡専門職は成果主義評価（賞与へ反映、給与ダウン、解雇含む）を行った。 ・人員数は 2 1 年 3 4 名、2 2 年 3 1 名で削減できた。 ・存続期間が 2 年延長され、10 月以降は社会保険病院の管理運営にシフトしている。しかし病院に関しては人事の巧拙は不明である。 ・人事はマネジメントとして当然ともいえる部分であるのでAとする。		
【評価の視点】 ○勤務成績を考慮した人事評価を実施したか。	実績：○ 職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を行い、議渡専門職員については、民間に準じ成果主義に基づく実績評価を、一般職員については、実績評価と能力評価による評価を行った。				
○常勤職員について、その職務能力を向上させるとともに、中期目標期間中に全体として効率化を図りつつ、常勤職員数の抑制を図ることができたか。	実績：○ 平成21年度末の常勤職員数は34名（平成17年度比5.6%減）であり、既に数値目標を達成しているところであるが、平成22年度においては、 （１）9月末までに年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）300施設の譲渡を完了させたこと （２）法改正により当機構の存続期限が2年延長され、10月以降の当機構の業務が、厚生労働大臣から指示のあった社会保険病院等の譲渡及び社会保険病院等の運営・管理へとシフトしたこと （３）中期目標等の改正により「社会保険病院等の経営状況・資産状況の把握等」の業務に取り組むこととされたこと など当機構の環境変化や組織の過渡的な状況を踏まえ、機動的に組織の見直しを行い、効率的な業務運営体制を構築した結果、平成 22 年度末の常勤役職員数は 31 名となった。				
○国家公務員の再就職のポストの見直しを図っているか。 特に、役員ポストの公募や、平成 21 年度末までに廃止するよう指導されている嘱託ポストの廃止等は適切に行われたか。 （委員長通知別添一⑤）	実績：○ 別添資料項目 3 の 2 ④参照				
○独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直しを図っているか。 （委員長通知別添一⑥）	実績：○ 別添資料項目 3 の 2 ④参照				

評価シート（１１）

中期目標	中期計画	平成２２年度計画	平成２２年度の業務の実績
２ 国庫納付金の納付に関する事項 国庫納付金の納付については、決算結了後、速やかに納付すること。	３ その他中期目標を達成するために必要な事項 （１）国庫納付金については、譲渡収入から厚生労働大臣が定める額を控除して、なお残余がある場合に行うこととされており、決算時に額の確定を行い、決算結了後できるだけ速やかに納付する。	３ 資産及び債務の承継等に関する事項 解散後に資産及び債務を国へ承継するための必要な手続き等の調整を行うとともに清算に向けた必要な準備を行う。	３ 国庫納付金に関する事項 平成 21 年度に係る国庫納付金については、予算 516 億円に対し 892 億円の納付とし、決算結了後速やかに国庫への納付を完了した。（平成 22 年 9 月 24 日納付） 平成 22 年度に係る国庫納付金（85 億円）は東日本大震災により被害を被った病院の災害復旧経費所要額が不明のため、中期計画予算の見直しも視野に入れ留保している。

評価の視点等	自己評価	A	評価	A
【評価項目 1 1 国庫納付金に関する事項】	国庫納付金については、予算比＋376 億円の 892 億円の納付を確定し、決算結了後速やかに納付した。		【委員会としての評定理由】	
【数値目標】 ○予算額比 100%以上の国庫納付金を納付する。	平成 21 年度に係る国庫納付金については、予算額（516 億円）比 172.9%の 892 億円を納付した。		平成 2 1 年度に係る国庫納付金は、売却収入の増加、経費節減により予算額比 1 0 0 %を大幅に上回る国庫納付金を確定し、法令に基づき適切に納付し、また、平成 2 2 年度に係る国庫納付金は、東日本大震災により被災した病院の災害復旧経費が不明のため留保するといった弾力的な運用を行ったことは評価できる。	
【評価の視点】 ○国庫納付金については、適切に額の確定を行ったか。また、決算結了後できるだけ速やかに納付することができたか。	実績：○ - 平成 21 年度に係る国庫納付金については、決算結了後速やかに国庫への納付を完了した。（平成 22 年 9 月 24 日納付） - 平成 22 年度に係る国庫納付金（85 億円）は東日本大震災により被害を被った病院の災害復旧経費所要額が不明のため、中期計画予算の見直しも視野に入れ留保している。		【各委員の評定理由】 - 予算比 1 0 0 %以上の国庫納付金を納付。 - 東日本大震災対応は、迅速な対応であり十分評価できる。 - 中期計画を達成している。 - 国庫納付金は予算比プラス 3 7 6 億の 8 9 2 億を達成した。 - 売却予算達成として評価しており、国庫納付は当然の部分なので A とする。 - 国庫納付金は、予算額比ほぼ倍増の納付金を適切に行った。 - なお、東日本大震災に対応した施設修理に対応して国庫納付を弾力的に行った。 - 東日本大震災の発生に対して適切な対応が行われた。	

評価シート（１２）

中期目標	中期計画	平成２２年度計画	平成２２年度の業務の実績
３ 外部の有識者からなる機関に関する事項 各施設の具体的な譲渡方法については、機構において設置する外部の有識者からなる機関の意見を聴いて定めること。	（２）各施設の具体的な譲渡方法については、外部の有識者からなる機関を設置し、その意見を聴いて定める。	４ 譲渡業務諮問委員会に関する事項 各施設の具体的な譲渡方法については、外部の有識者からなる譲渡業務諮問委員会に諮り、その意見を聴いて定める。	４ 譲渡業務諮問委員会に関する事項 当委員会には当機構において提起された諸問題を都度諮問しており、活発な議論が行われている。 ・譲渡業務諮問委員会を設置し、売却結果を評価するため四半期に１回の平成２２年９月には、社会保険病院等を除く年金福祉施設等の譲渡が完了したことから、２名の委員が退任され、新たに病院経営に関して知見を有する２名の委員に就任開催を原則とし、譲渡方針等を諮問している。平成２２年度は、２２年８・１１、２３年３月の計３回開催した。 ・平成２２年９月には、社会保険病院等を除く年金福祉施設等の譲渡が完了したことから、２名の委員が退任され、新たに病院経営に関して知見を有する２名の委員に就任していただいた。 ・委員会においては、下記事項等について審議し、活発な議論が行われた。諮問委員会の概要については、都度ホームページにて開示している。 【主な審議事項】 ・年金福祉施設等の譲渡完了について ・終身利用型老人ホームの譲渡について ・ＲＦＯの延長法案について ・社会保険病院等に係る経緯、中期目標の改定等について ・社会保険病院等に係る財務調査に関する企画競争の実施について ・機構の負担による社会保険病院等の整備について ・健康保険岡谷塩嶺病院の譲渡について ・社会保険病院等に係る財務調査の実施状況について

評価の視点等	自己評価	A	評定	A
【評価項目 1 2 外部の有識者からなる機関に関する事項】	外部有識者を委員とした諮問委員会では活発な議論が行われ、その意見は適宜機構の業務に反映しており、同機関は極めて有効に機能している。		【委員会としての評定理由】 社会保険病院等を除く年金福祉施設等の譲渡が完了したことから、2名の委員が退任され、新たに病院経営に関して知見を有する2名の委員に就任していただくなど、環境の変化に迅速に対応し、有効に機能させていることは評価できる。 【各委員の評定理由】 ・業務内容にあわせたメンバー変更など適切に対応できている。 ・委員会メンバーの入替は、評価に値する。 ・諮問委員会の開催状況、及びそこでの意見が業務に反映されたものと推測される。 ・譲渡業務諮問委員会を適時開催した。 ・年金福祉施設の譲渡が完了したため2名退任し、病院専門の2名を選任した。適時である。 ・しかし病院についてはこれからの見守る必要があるのでAとする。 ・外部の有識者を適切に活用している。 ・外部有識者の意見を有効に活用されている。	
【数値目標】				
【評価の視点】 ○各施設の具体的な譲渡方法について、外部の有識者からなる機関を設置し、その意見を聴いたか。	実績：○ 平成 21 年度に引き続き学識経験者等の外部有識者を委員とする譲渡業務諮問委員会を設置し、22 年 8・11 月、23 年 3 月の計 3 回開催した。			
○外部の有識者からなる機関は、有効に機能したか。	実績：○ 譲渡業務諮問委員会には、譲渡業務のみならず、社会保険病院等の運営又は管理に関することについても諮問を行い、活発な議論が行われ、極めて有効に機能している。また、これらの議論の中で提出された意見については、適宜機構の運営に反映させている。			

評価シート（１４）

中期目標	中期計画	平成２２年度計画	平成２２年度の業務の実績
５ 終身利用型老人ホームの譲渡に当たっては、厚生労働省及び社会保険庁において、設置時の趣旨及び終身利用という事情を踏まえ、適切な結論を得ることとしており、その結論を踏まえ、対応すること。	（４）終身利用型老人ホームの譲渡に当たっては、厚生労働省及び社会保険庁における検討結果を踏まえ、対応する。	６ 終身利用型老人ホームの譲渡に当たっては、厚生労働大臣の指示を踏まえ、適切に対応する。	６ 終身利用型老人ホームの譲渡に関する事項 ・出資時点の入居者が将来にわたって生活を行うことに配慮するため、企画競争にてアドバイザーを選定し、不動産調査及び事業調査を実施し、不動産調査結果に基づき委託先である厚生年金事業振興団に不動産支障解消を指示。 ・入居者の終身利用権を保護するため、以下の譲渡条件を付して譲渡を行うこととし、入居者への説明会を開催。 ① 入居者が現在の委託先と締結している入居契約上の地位を買受者が承継すること。 ② 管理費等の水準を１年間維持すること。 ③ 未償却の入居一時金を、入居者への返還義務を付して継承すること。 ・入札参加資格については、介護付き有料老人ホーム等を現在運営している法人に限定し、７月２２日に入札を実施。９月３０日で引き渡しを完了した。

評価の視点等	自己評価	S	評価の視点等	自己評価	S
【評価項目１４ 終身利用型老人ホームの譲渡に関する事項】			【委員会としての評定理由】		
【数値目標】	【数値目標】		入居者が生涯にわたって生活することを配慮するなどの特殊性や難度の高い物件であるが、入居契約上の地位の承継、管理費等の水準の１年間維持、入居一時金の返還義務を付した承継など、入居者の終身利用権の保護を最大限考慮した対応し、入居者への説明会を開催するなど、入居者に対するきめ細やかな対応も行われ、入居者の立場を損ねることなく譲渡、引き渡しが完了したことは大いに評価できる。		
【評価の視点】 ○終身利用型老人ホームの出資時点の入居者が将来に渡って生活を行うことに配慮して適切に譲渡を行ったか。	実績：○ ・出資時点の入居者が将来にわたって生活を行うことに配慮するため、企画競争にてアドバイザーを選定し、不動産調査及び事業調査を実施。 ・入居者の終身利用権を保護することを目的に、入居者が現在の委託先と締結している入居契約上の地位を買受者に承継させること等を譲渡条件とし、７月２２日に入札を実施。９月３０日で引き渡しを完了した。		【各委員の評定理由】 ・入居契約の継続、管理費の１年間維持、入居一時金の返還義務など、終身利用権の保護を最大限考慮した対応ができており、この種の困難な案件をクリアできた労を多としたい。 ・譲渡に際して、利用者の利便・権利保全を極めて適切に対応した努力は高く評価できる。 ・入居者に不安を与えない譲渡が実施された。 ・居住者の終身利用権を保護するため買い受け者に承継することを条件に引き渡し完了した。 ・理事長説明では困難な案件であったとのこと。部下のやる気を引き出してこなせた点は重要なことであるからＳとする。 ・終身利用権がよく保護された。 ・与えられた条件の中で入居者の立場を損ねることなく、無事引き渡しを完了した。 ・入居者に対するきめ細やかな対応が行われ、滞りなく譲渡を完了させた。		